

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年 1 月10日
【発行者名】 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
 (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
【代表者の役職氏名】 デピュティ・マネージング・ディレクター 服部 努
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通
 り 287 - 289番
 (287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
 Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
 同 下瀬 伸彦
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
 同 下瀬 伸彦
 同 白川 剛士
 同 高橋 悠
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 (MUAM Global Cayman Trust)
 - USバンクローンファンド 米ドル建
 (U.S. Bank Loan Fund USD)
 - USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 (U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-hedged)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
 () 当初申込期間（平成26年 1 月27日から平成26年 2 月12日ま
 で）
 USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証
 券：5 億アメリカ合衆国ドル（約512億円）を上限とする。
 USバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証
 券：5 億アメリカ合衆国ドル（約512億円）を上限とする。
 USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配
 クラス受益証券：5 億オーストラリア・ドル（約465億円）を
 上限とする。
 USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成
 クラス受益証券：5 億オーストラリア・ドル（約465億円）を
 上限とする。

() 継続申込期間（平成26年2月14日から平成27年4月30日まで）

USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：100億アメリカ合衆国ドル（約1兆242億円）を上限とする。

USバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：100億アメリカ合衆国ドル（約1兆242億円）を上限とする。

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：100億オーストラリア・ドル（約9,308億円）を上限とする。

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：100億オーストラリア・ドル（約9,308億円）を上限とする。

（注1）各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

USバンクローンファンド 米ドル建：アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ：オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）

（注2）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝102.42円および1豪ドル＝93.08円による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト

（MUAM Global Cayman Trust）

- USバンクローンファンド 米ドル建

（U.S. Bank Loan Fund USD）

- USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ

（U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-hedged）

（注１）USバンクローンファンド 米ドル建およびUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（以下、それぞれ「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含め5本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラ・ファンドとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのファンドをいう。

（注２）サブ・ファンドの愛称として、「スマートウェイ」を単独でまたはサブ・ファンドの名称に併記して使用することがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券および資産形成クラス受益証券ならびにUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券および資産形成クラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。）の4種類の受益証券について、本書により募集が行われる。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

（ ）当初申込期間（平成26年1月27日から平成26年2月12日まで）

USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：5億米ドル（約512億円）を上限とする。

USバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：5億米ドル（約512億円）を上限とする。

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：5億豪ドル（約465億円）を上限とする。

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：5億豪ドル（約465億円）を上限とする。

- () 継続申込期間（平成26年2月14日から平成27年4月30日まで）
- USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：100億米ドル（約1兆242億円）を上限とする。
- USバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：100億米ドル（約1兆242億円）を上限とする。
- USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：100億豪ドル（約9,308億円）を上限とする。
- USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：100億豪ドル（約9,308億円）を上限とする。
- (注1) 各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。
各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。
USバンクローンファンド 米ドル建：米ドル
USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ：豪ドル
- (注2) 別途定める場合を除き、米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝102.42円および1豪ドル＝93.08円による。以下同じ。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

- （ ）当初申込期間（平成26年１月27日から平成26年２月12日まで）
ＵＳバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：１口当たり0.01米ドル
ＵＳバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：１口当たり0.01米ドル
ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：１口当たり0.01豪ドル
ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：１口当たり0.01豪ドル

- （ ）継続申込期間（平成26年２月14日から平成27年４月30日まで）
管理事務代行会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（以下「管理事務代行会社」という。）により申込みが受け付けられた取引日における受益証券１口当たり純資産価格

- （注）「取引日」とは、各サブ・ファンドについて、すべての営業日、および／または管理会社が随時定めるその他の日をいう。
また、「営業日」とは、各サブ・ファンドについて、(1)ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京において銀行が営業している日で、かつ、(2)ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定める日をいう。その他の用語の定義については、別紙を参照のこと。

（５）【申込手数料】

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の3.15%^(注)（税抜３％）を上限とする申込手数料を課することができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。詳しくは日本における販売会社または販売取扱会社（以下に定義する。）に問い合わせのこと。

- （注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５％）を加算した料率を表記している。
手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が８％となった場合には、3.24％となる。以下同じ。

（６）【申込単位】

ＵＳバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証

券：

1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

ＵＳバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証

券：

1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：

1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：

1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

（申込単位には、申込手数料（税込み）が含まれる。）

（７）【申込期間】

（ ）当初申込期間

平成26年 1 月27日（月曜日）から平成26年 2 月12日（水曜日）まで

（ ）継続申込期間

平成26年 2 月14日（金曜日）から平成27年 4 月30日（木曜日）まで

ただし、営業日で、かつ日本における販売会社（以下に定義する。）または販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注１）日本における販売会社が定める申込締切時間（当初申込期間については平成26年 2 月12日の午後 4 時（日本時間）、継続申込期間については原則として各取引日の午後 3 時（日本時間））までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注２）継続申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号

（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記販売会社または販売取扱会社（以下に定義する。）の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

() 当初申込期間

平成26年2月14日（金曜日）（以下「設定日」または「当初払込日」ということがある。）

当初申込期間に関して日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（以下「保管会社」という。）のサブ・ファンドの口座に、当初払込日までに各サブ・ファンドの参照通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については下記「(12)その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

() 継続申込期間

継続申込期間に関して各取引日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社のサブ・ファンドの口座に、適用される取引日（同日を除く）から4営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに各サブ・ファンドの参照通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については下記「(12)その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】 該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する平成26年1月8日付受益証券販売・買戻契約を締結している。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。

管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいう。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、取得申込みを行った受益証券の参照通貨（米ドルまたは豪ドル）で支払われる。

当初申込期間における申込みに関し、投資者は、口座約款に従い、日本における販売会社または販売取扱会社に対し、平成26年2月13日（木曜日）までに申込金額および申込手数料を支払うものとする。また、継続申込期間における申込みに関し、投資者は、口座約款に従い、日本における販売会社

または販売取扱会社に対し、国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注）「国内約定日」とは、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、管理事務代行会社により申込みまたは買戻しの注文が受け付けられた取引日の翌国内営業日）をいう。

（二）日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

USバンクローンファンド 米ドル建およびUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジは、ケイマン諸島の法律に基づき、平成25年1月18日付信託証書に従って同日付で設定されたアンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含め5本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラ・ファンドとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのファンドをいう。

サブ・ファンドの投資目的は、ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドAのクラスF（USD）またはピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドBのクラスF（AUD）への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、安定した利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。

ファンドにおける信託金の限度額の定めはない。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ファンドは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に関係する政省令に定められる「ファンド・オブ・ファンズ」である。

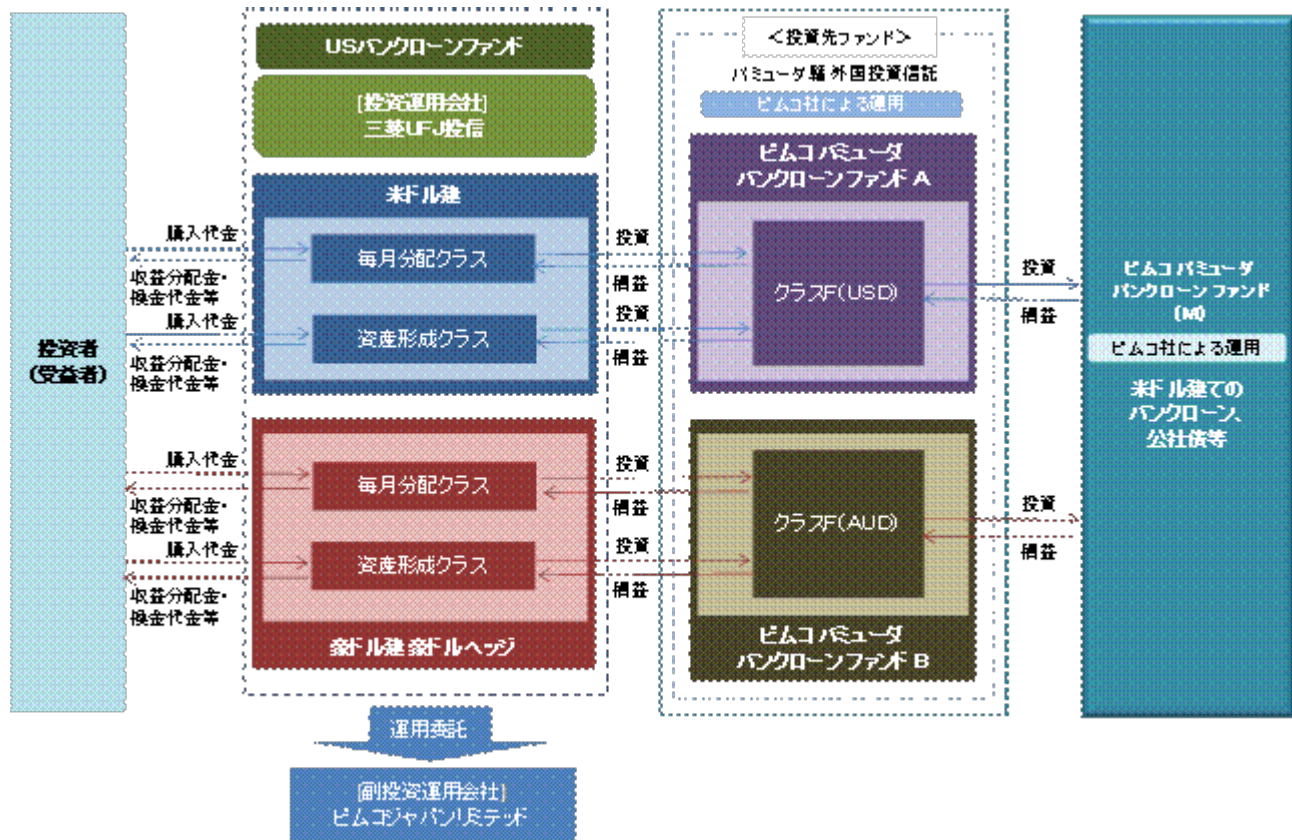
管理会社は、各サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、管理事務代行会社により、買戻請求が受け付けられた取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。

管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、各サブ・ファンド（場合に応じ、各クラス）は、平成30年10月31日をもって終了する。

（2）【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成25年1月18日	信託証書締結
平成25年12月20日	補遺信託証書締結
平成26年1月27日	日本におけるファンド証券の募集開始
平成26年2月14日	サブ・ファンドの運用開始

（注）サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱ＵＦＪグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成25年１月18日付で信託証書を、平成25年12月20日付で補遺信託証書（以下「信託証書」と総称する。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ＣＩＢＣバンク・アンド・ トラスト・カンパニー（ケ イマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	平成25年１月18日付で信託証書を、平成25年12月20日付で補遺信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
エムユージーシー・ルック ス・マネジメント・エス・ エイ (MUGC Lux Management S.A.)	副管理会社	平成26年２月14日付で投資運用およびリス ク・マネジメント委託契約 ^{（注１）} を管理会社 と締結する。同契約は、投資運用業務および リスク・マネジメント業務について規定して いる。
ブラウン・ブラザーズ・ハ リマン・アンド・カンパ ニー（Brown Brothers Harriman & Co.）	管理事務代行会社 名義書換事務代行会社 保管会社	平成25年12月20日付で管理事務代行契約 （注２）を管理会社および受託会社と締結。同 契約は、サブ・ファンドの管理事務代行業務 および名義書換事務代行業務について規定し ている。 平成25年12月20日付で保管契約 ^{（注３）} を管理 会社および受託会社と締結。同契約は、サ ブ・ファンドの資産の保管業務について規定 している。
三菱ＵＦＪ投信株式会社	投資運用会社	平成26年２月14日付で投資運用契約 ^{（注４）} を 副管理会社と締結する。同契約は、投資運用 業務について規定している。
ピムコジャパンリミテッド (PIMCO Japan Ltd)	副投資運用会社	平成26年２月14日付で副投資運用契約 ^{（注５）} を投資運用会社と締結する。同契約は、副投 資運用業務について規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタ ンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成26年１月８日付で管理会社との間で代行 協会員契約 ^{（注６）} を締結。同契約は、代行協 会員業務について規定している。 平成26年１月８日付で管理会社との間で受益 証券販売・買戻契約 ^{（注７）} を締結。同契約 は、日本における販売会社としての業務につ いて規定している。

（注１）投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、管理会社に対し、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務の提供を約する契約である。

- （注２）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行業会社兼名義書換事務代行業会社が、サブ・ファンドの管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の提供を約する契約である。
- （注３）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。
- （注４）投資運用契約とは、副管理会社によって任命された投資運用会社が、副管理会社に対し、投資運用業務の提供を約する契約である。
- （注５）副投資運用契約とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が、副投資運用業務の提供を約する契約である。
- （注６）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券１口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- （注７）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年８月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年４月11日に設立された。1915年８月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

（ ）資本金の額（平成25年９月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ ）会社の沿革

昭和49年４月11日 設立

平成18年１月１日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年４月２日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに変更

（ ）大株主の状況

（平成25年９月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（a）準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下、「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

（b）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成30年10月31日に終了する。

免税信託は、当初手数料および年次手数料を信託登記官に支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（6）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

（a）ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、金融庁法（2013年改訂）およびマネーロンダリング規則（2013年改訂）または免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所である。ファンドの会計監査は、アメリカ合衆国で承認されている会計基準に基づいて行われる。

ファンドは、毎年４月30日までに前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年10月31日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成26年10月31日までの期間について作成される。会計書類は、アメリカ合衆国で承認されている会計基準に従って作成される。会計年度末から６か月以内に監査済会計書類が作成され、半期末から３か月以内に未監査会計書類が作成される。

(b) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを開覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。ファンドは、規制された投資信託として、

ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、ファンドの登録の取消し、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的

サブ・ファンドの投資方針は、フィーダー・ファンド（以下に定義する。）への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。

マスター・ファンド（以下に定義する。）が投資することができる確定利付商品には以下が含まれるが、これに限られない。

- ・シニアローン、第２順位担保権付および他の担保付ローンならびに無担保ローンを含む、ローン・パーティシペーションおよびローン債権譲渡
- ・ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ
- ・米国政府、その政府機関、機構もしくは下部機構または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「米国政府証券」という。）
- ・商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または米国外発行体の社債券
- ・預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・レポ契約およびリバース・レポ契約

投資戦略

サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラスト のシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドA - クラスF（USD）およびピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドB - クラスF（AUD）（以下「フィーダー・ファンド」と総称する。）にのみ投資する。

フィーダーファンドの投資戦略

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながら、トータル・リターンを最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラスト の独立したシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）にその資産の全てを実質的に投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券その他の金融商品に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約その他の金融商品に対して一時的に投資することができる。また、ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドB - クラスF（AUD）については、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。フィーダー・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）である。

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジが投資するピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドB - クラスF（AUD）については、リスク低減のために米ドル売り・豪ドル買いの為替ヘッジ取引を行うことにより、豪ドルの米ドルに対するエクスポージャーをヘッジすることができる。同クラスは通常、90%から110%の間で豪ドルの為替エクスポージャーをヘッジすることを目指す。ただし、同クラスが常にヘッジされること、またはフィーダー・ファンドの投資顧問会社であるPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

マスター・ファンドの投資戦略

マスター・ファンドの投資戦略の概要は以下の通りである。

マスター・ファンドは、通常の状態において、純資産の80%以上をバンクローンに投資することを意図している。

マスター・ファンドは、取得時において、ムーディーズ・インベスター・サービス（以下「Moody's」という。）のCaa3格、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「S&P」という。）のCCC-格またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）その他の国際的に認められた統計格付機関（以下「NRSRO」という。）によるこれと同等の格付けを有するか、無格付けの場合、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定した金融商品にのみ投資できる。

マスター・ファンドはポートフォリオの平均格付けを原則としてB-格相当以上に維持する。

マスター・ファンドは、米ドル建て以外の金融商品への投資を20%まで行うことができる。この場合、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨の米ドルに対する通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。

マスター・ファンドは、米国以外の国または新興国の発行体に対し、制限なく投資することができる。

マスター・ファンドは各発行体に対して資産の5%までを投資することができる。ただし、米国政府証券については、かかる制限は適用されない。

バンクローンとは

銀行等の金融機関が主に投資適格未満(BB格相当以下)の事業会社等に対して行う貸付債権のことである。主に投資適格未満の相対的に信用力が低い企業に対する貸付債権であるため、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して信用力が低い分、相対的に利回りが高くなっている。

同一発行体について比較した場合、バンクローンは一般的に、担保が付されていて、債券等に比べて債務の弁済順位が高いのが特徴である。バンクローンの利子は主に変動金利となっていて、通常、基準となる短期の市場金利に一定の金利が上乗せされた利子が支払われ、一定期間ごとに見直しが行われる。(上記の格付けは、付加記号を省略して表示している。)

弁済順位のイメージ



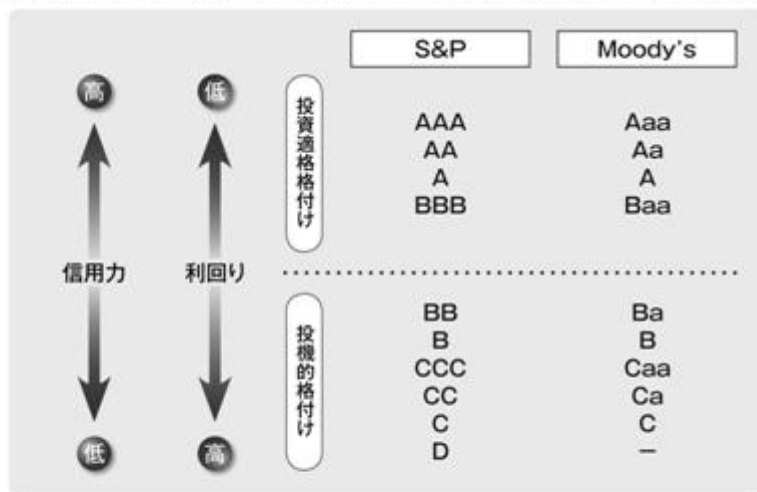
□ 弁済順位とは、発行体が経営破綻に陥った場合に、債権者等に対して残余財産を弁済する順位のことであり、弁済順位の高位のものから弁済される。

■ 上図は一般的な弁済順位のイメージであり、実際の弁済順位がこのようなとは限らない。

信用格付けについて

格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものである。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されている。

右記では、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)のAAからCCCまでの格付けには「+、-」、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示している。



上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合がある。

投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ビムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラスF(USD) ビムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラスF(AUD)
形態	バミューダ籍契約型外国投資信託
投資態度	ビムコ バミューダ バンクローン ファンド(M)への投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等
主な投資制限	・ 通常、純資産総額の80%以上をバンクローンに投資します。 ・ 原則として取得時においてCCC-格相当以上の格付けを取得しているものに限り ます。 ・ ポートフォリオの平均格付けは、原則としてB-格相当以上に維持します。 ・ 米ドル以外の通貨への投資は原則として純資産総額の20%以内とします。この場合、 米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ・ 米国以外の発行体および新興国の発行体が発行する銘柄への投資比率については 制限がありません。 ・ 同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の5%以内とします(国債 や政府機関債等を除きます。) ・ クラスF(USD)においては、原則として、為替ヘッジを行いません。クラスF(AUD)に おいては、保有外貨建て資産に対し、原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジ を行います。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管 費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	2014年2月14日[クラスF(USD)、クラスF(AUD)]
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

※原則として「ビムコ バミューダ バンクローン ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ビムコ バミューダ バンクローン ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

(2) 【投資対象】

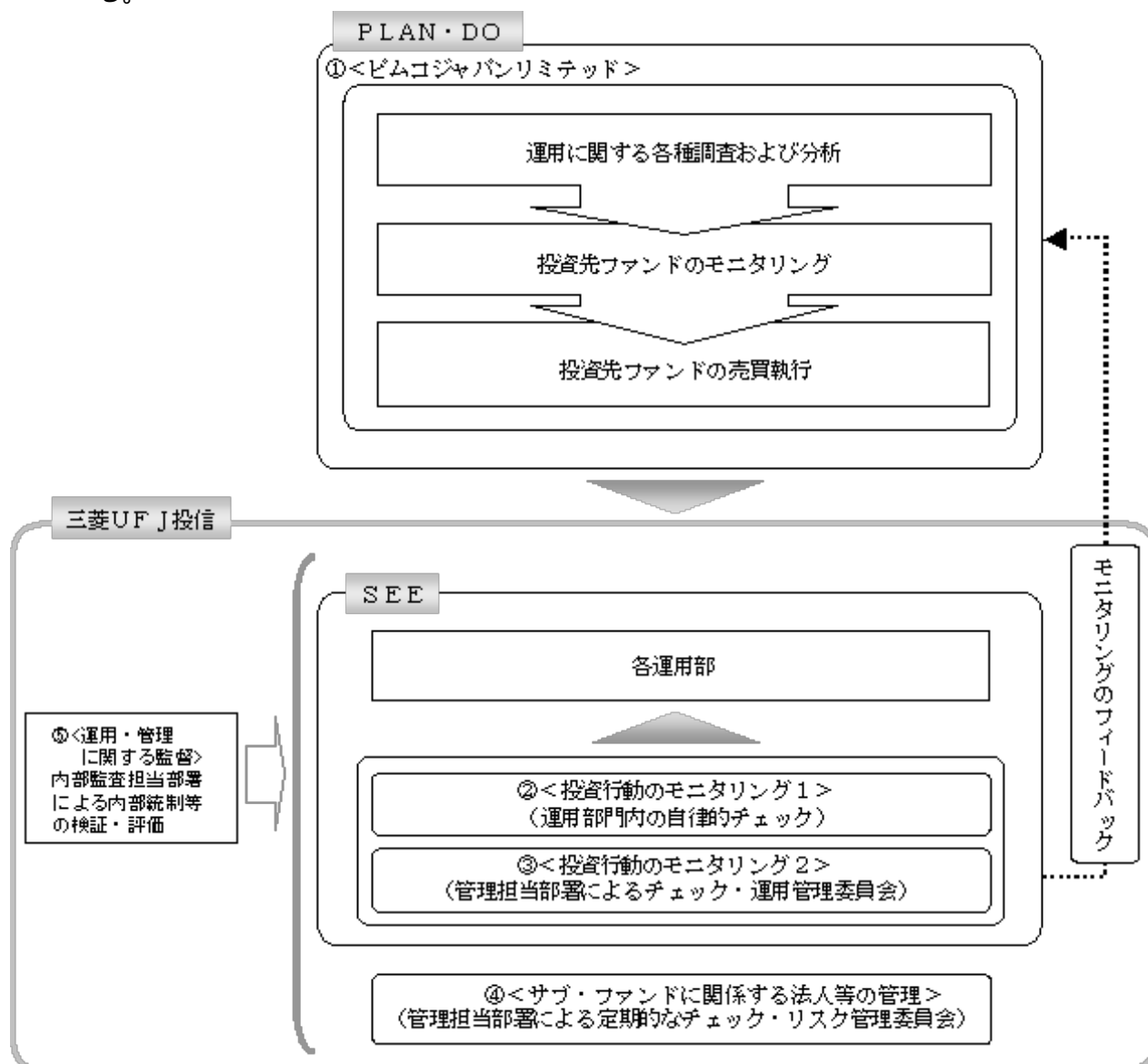
前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

(イ) サブ・ファンドの運用体制

投資運用会社の運用体制

副管理会社は、投資運用契約を締結し、投資運用会社にポートフォリオの投資運用を委託している。



運用の指図に関する権限の委託

投資運用会社は、サブ・ファンドの運用の指図に関する権限を、副投資運用会社に委託している。副投資運用会社は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行う。

投資行動のモニタリング1

投資運用会社では、各運用部の担当ファンドマネージャーが日々副投資運用会社の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンド・コンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示する。

投資行動のモニタリング2

投資運用会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託証書などの遵守状況等のモニタリングを実施する。この結果は、運

用管理委員会等を通じて投資運用会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示する。その内容は更に運用部門から副投資運用会社に還元される。

ファンドに係る法人等の管理

副投資運用会社等のファンドの運営に係る法人については、その業務に関する投資運用会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施する。この結果は、リスク管理委員会等を通じて投資運用会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示される。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する投資運用会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて投資運用会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されている。

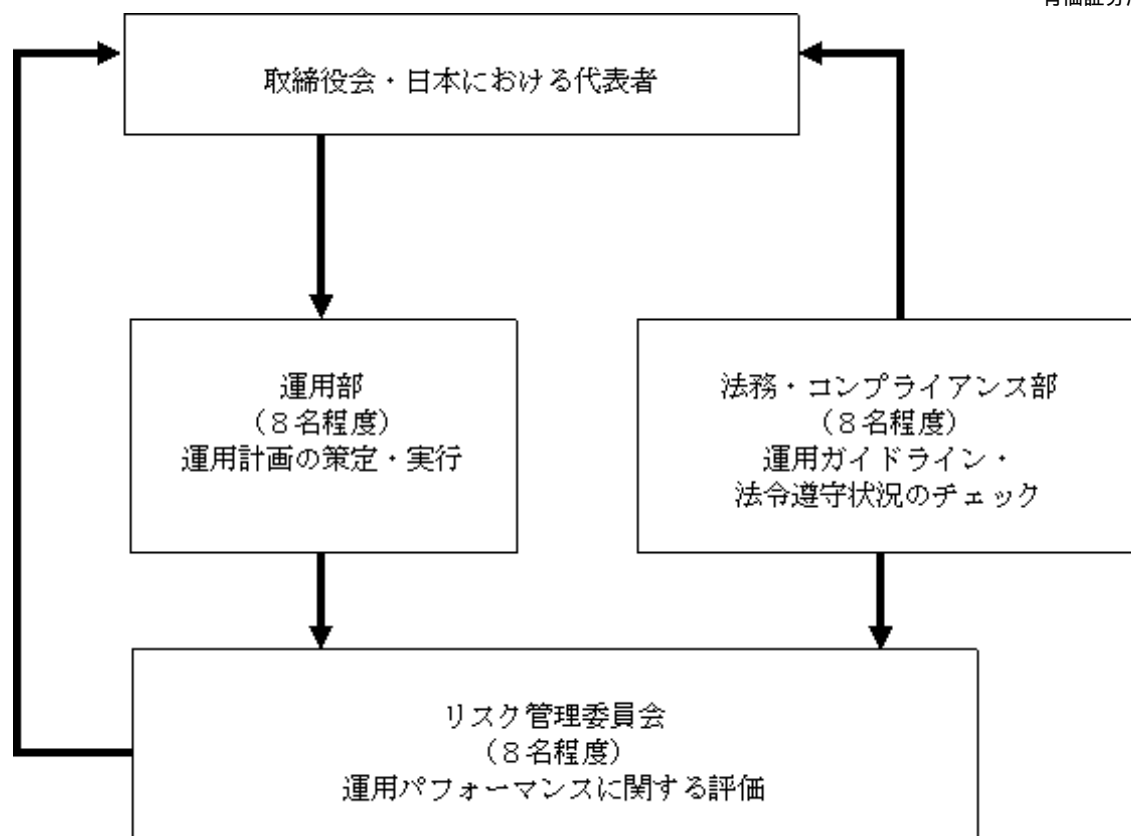
副投資運用会社の運用体制

投資運用会社は、副投資運用契約を締結し、副投資運用会社にポートフォリオの保有資産の運用を委託している。ポートフォリオの運用は、副投資運用会社が、副投資運用会社のグループ拠点が運用するバミューダ籍投資信託に投資することによって行われる。

副投資運用会社であるピムコジャパンリミテッドでは運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて行う。

ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点である。

副投資運用会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりである。



運用に関する主な社内規定は以下のとおりである。

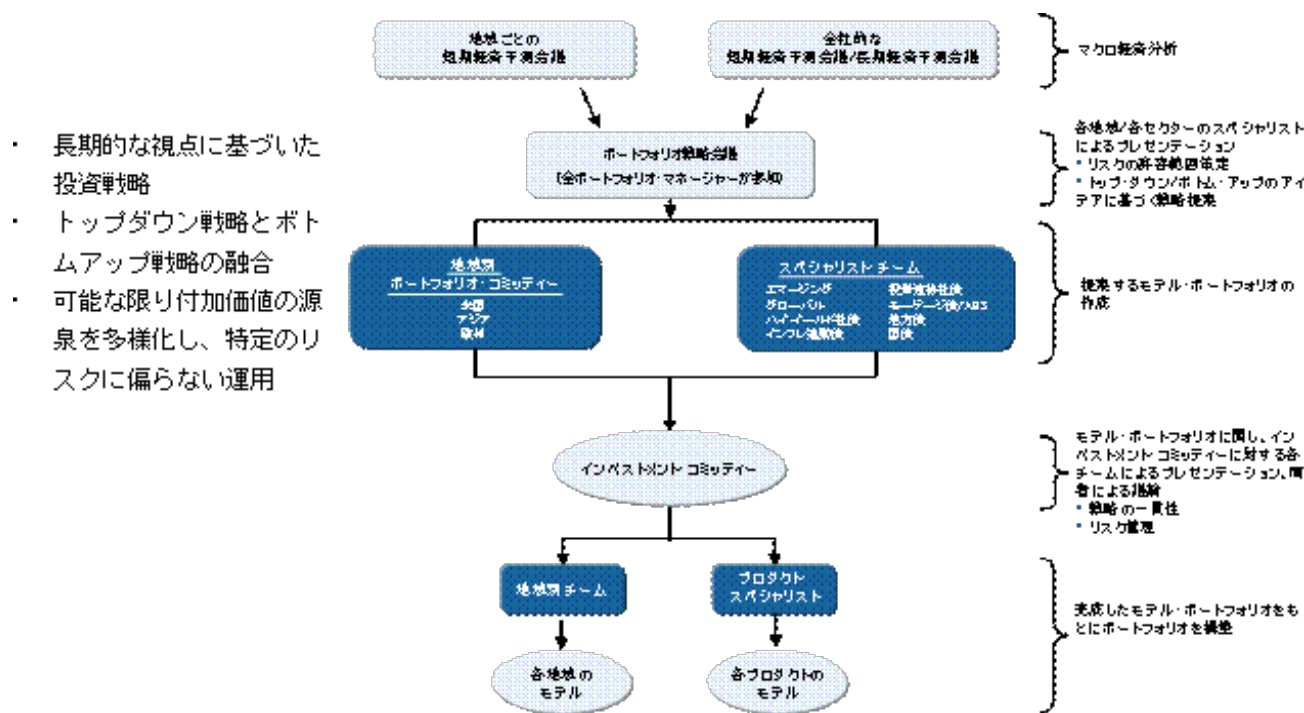
内部者取引未然防止規程

最良執行規程

上記運用体制は、平成25年11月末日現在のものであり、今後変更する場合がある。

(ロ) 投資先ファンドの運用体制

運用プロセス



(平成25年11月末日現在)

PIMCOの投資プロセスにはトップダウンとボトムアップ両方の意思決定過程が含まれている。かかるプロセスにおける最初の最も重要なステップは、長期的な方向づけである。経済趨勢や政治の影響を分析することは、健全なポートフォリオの決定の基本的条件であるとPIMCOは考えている。確固たる長期的見解を維持することは、往々にして金融市場を特徴付ける周期的な好況と不況の反復に左右されることに対する防御として有益である。PIMCOは、短期的な市場動向に適合させる能力よりも、経済ファンダメンタルズおよび信用分析を通して長期的価値を見極めることを遙かに得意としている。

PIMCOは、趨勢分析を重要と考えていることから、「長期経済予測会議」に毎年1週間を費やしている。投資プロフェッショナルから選り抜かれたメンバーは、金融財政政策、インフレーション、人口統計、情報技術の経済と生産性動向への影響を含む特定分野を担当し、年間を通じ監視する責務を負っている。「長期経済予測会議」において、社内プレゼンターは、PIMCOの投資プロフェッショナル全員のためにかかる問題に対処する。そのほか、外部からのアナリストや学者を招聘し、見通しに密接な関係がある金融問題や経済問題に関するその専門知識をPIMCOと交換する。かかる社内と社外からのプレゼンテーションは、当グループによるさらなる議論や討論の背景として役立っている。「長期経済予測会議」の目的は、経済や債券市場についての3年ないし5年の見通しを得ることである。

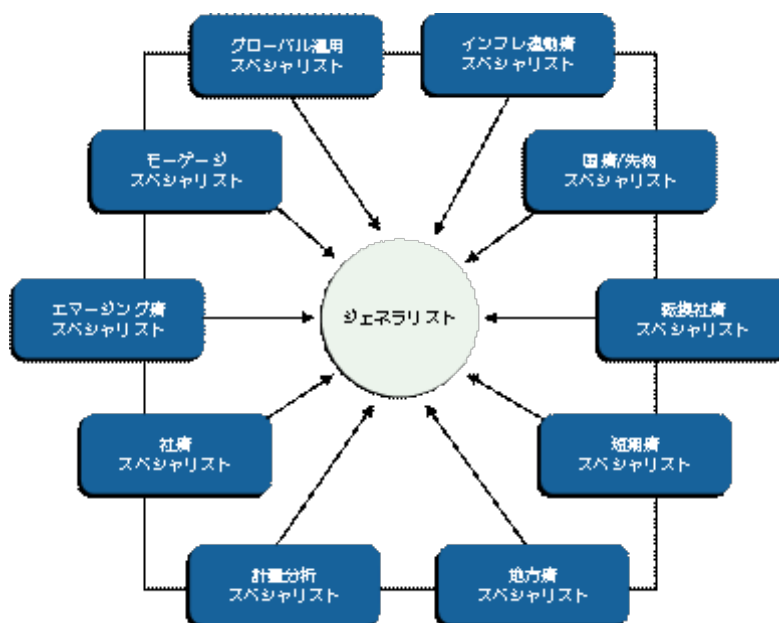
PIMCOのプロセス上の次のステップは、循環的動向または景気循環動向の分析である。PIMCOの投資プロフェッショナルは、いわゆる「短期経済予測会議」で四半期毎に会合し、景気循環の視野から成長率とインフレ率を評価する。これらの会合では、社内リサーチや最近の経済データを評価し、GDP成長率やインフレ率が市場の一般的な見込みを上回るか、下回るかを判断する。その結論は、短期的（2ないし4四半期間）な経済動向の予想を調整し、更新する一助となっている。

PIMCOの長期経済予測会議と短期経済予測会議の次に、シニア・ポートフォリオ・マネージャーから成るインベストメント・コミッティーの常任メンバーと、その他のポートフォリオ・マネージャーから選出された非常任メンバーで構成されるインベストメント・コミッティーが、全ポートフォリオのモデルとなる主要戦略の開発のために一致団結して作業する。インベストメン

ト・コミッティーは、各フォーラムによって提供されたトップダウンの見通しのほか、様々な債券セクターを重視する専門家からのボトムアップの入力情報も利用する。インベストメント・コミッティーが達成目標を定める組入証券の特性項目には、デュレーション、イールドカーブ・エクスポージャー、共分散、セクター別集中度および信用性が含まれる。

運用体制

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリスト・チームによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



（平成25年11月末日現在）

次に、PIMCOのポートフォリオ運用グループが個別ポートフォリオの構築を行う。このグループの体制は、車のハブとスポークとの関係に類似し、ハブを構成するシニア・ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーとスポークとしてのセクター別スペシャリストグループを備えている。PIMCOは、各アカウントに対しジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーを配置する。すべてのポートフォリオがインベストメント・コミッティーによって定められたモデル・ポートフォリオを反映するように構成されていることを監視するのはジェネラリストの責任である。ジェネラリストは、タイミングや銘柄選択の面で一定の裁量範囲を与えられているが、モデルの達成目標周辺の範囲内にポートフォリオの特質を維持することが求められる。ジェネラリストは、国債、モーゲージ証券、社債、米ドル建以外の債券、新興市場債、転換証券、インフレ連動債の市場を含む世界中の債券群の各分野を網羅するセクター別スペシャリスト・チームから情報入手し、戦略的構想を得る。これらセクター別チームは、各々のセクターで10年以上の経験を持つ経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが率いている。ジェネラリストは、各々の担当ポートフォリオの一切の売買について最終的責任を負うが、セクター別スペシャリストのポートフォリオ・マネージャーに取引執行の支援を指図することができる。

ボトムアップによる証券の選定は、ポートフォリオの構築上重要な側面である。セクター別スペシャリストは、各々のセクター内で相対的価値を確定することを任せられ、証券選定上の中心的役割を果たす。セクター別スペシャリストのための重要なリソースは、PIMCOの経験豊富なアナリストであって、これらアナリストは、独自の証券分析を行う。PIMCOは、各証券のリスクや相対的価値を数量化する上で役立つ幅広い自社所有の分析用ソフトウェアのライブラリーも活用する。

内部運用規定

PIMCOの運用口座は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するためにモニターされている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー／ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアントの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、（該当の場合）手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するブローカー／ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにブローカー／ディーラーのサービスの質などを含む、関連があると思われるすべての要因を考慮する。また、PIMCOは、ソフト・ダラー取引を行わない方針である。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

（４）【分配方針】

管理会社は、その裁量により、ＵＳバンクロンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券およびＵＳバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券について、平成26年５月12日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

管理会社は、その裁量により、ＵＳバンクロンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券およびＵＳバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券について、平成27年４月13日以降、毎年４月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に、純投資収益、純実現・未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能資本から分配を宣言することができる。ただし、管理会社は、当面の間、資産形成クラスについて分配を行う予定はない。

分配は、分配宣言（同日を含む）から５営業日以内に受益者（日本においては、日本における販売会社）に対して行われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、保有されている特定のサブ・ファンドの受益証券の数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から５年を超えて請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配金にかかる日より、受託会社または管理会社が適切であると判断した方法により、ファンドのために利益を生じるものとする。

受託会社または管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

受託会社または管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課・費用等もしくはその他の税金、手数料またはその他のあらゆる性質の評価額について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

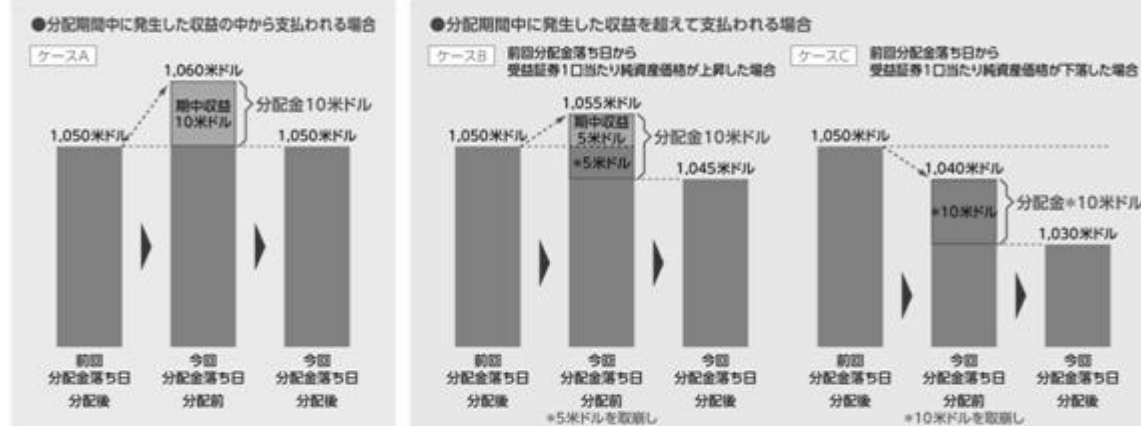
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではない。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次回分配金落ち日までの期間をいう。

■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注)上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

○分配金は、サブ・ファンド毎の分配方針に基づいて支払われる。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなる。

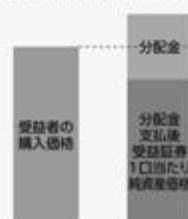
ケースA：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差 0米ドル＝ 10米ドル
 ケースB：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲5米ドル＝ 5米ドル
 ケースC：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲20米ドル＝ ▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額であるが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっている。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額で判断されたい。

(注)USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジについては、受益証券1口当たり純資産価格は豪ドル建てで計算され、分配金は豪ドル建てで支払われる。

受益者のサブ・ファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりがかさった場合も同様である。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。

（５）【投資制限】**投資制限**

各サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

（イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。

（ロ）サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではない。

（ハ）管理会社の運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ニ）サブ・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ホ）投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

（ヘ）管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

各サブ・ファンドは、以下に説明する点を含め、特別の要検討事項およびリスクを伴う事業を行っている。各サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は、保有する有価証券等の価格の変動および為替相場の変動により大きく上下する可能性がある。各サブ・ファンドの損益はすべて受益者に帰属する。したがって、受益者の投資元本が保証されているものではなく、各サブ・ファンドの純資産価格の下落により損失を被る可能性がある。サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、全損の可能性がある。また、投資実績は月、四半期、年ごとで大幅に異なることがある。サブ・ファンドへの投資は完結した投資プログラムではない。

以下は、サブ・ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

市場リスク

価格変動リスク

一般に、公社債等の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、サブ・ファンドはその影響を受ける。組入公社債等の価格の下落は受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

為替変動リスク

サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の算定は外貨建てにより行われるので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

・ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ

米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図るが、為替変動リスクを完全に排除できるものではない。為替ヘッジを行う場合で豪ドル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなる。

信用リスク

組入有価証券等（バンクローンを含む。以下同じ。）の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがある。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性がある。バンクローンは、公社債と比べ、一般に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にある。

バンクローンに投資するリスク

サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、格付けの低いバンクローンを投資対象としており、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べ、信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性がある。

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの主なリスクの概要

各サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「投資先ファンドのトラスト」という。）のシリーズ・トラストであるフィーダー・ファンドへの投資およびフィーダー・ファンドを通じたマスター・ファンド（フィーダー・ファンドおよび／またはマスター・ファンドを以下「投資先

ファンド」という。)への投資により以下のリスクにさらされる。以下のリスク要因は、投資先ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な記述を意図するものではない。

１．主なリスクの概要

金利リスク

金利リスクとは、金利の上昇により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。株式およびその他の確定利付でない証券もまた金利変動により下落する可能性がある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価格が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付証券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

可変利付証券および変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価格が下落することがある。逆に、金利が下落する場合には、一般的に、可変利付証券および変動利付証券の価格は上昇しない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価格が下落することがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

信用リスク

確定利付証券（証券貸付担保をもって購入される証券を含む。）の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レボ契約、組入証券貸付けのカウンターパーティーが、適時に元本および／または利息の支払その他の義務を履行できない（または履行しようとししない）か、または（市場参加者、格付機関、プライシング業者もしくはその他の者により）履行できない（または履行しようとししない）と認識された場合、投資先ファンドは、損失を被る可能性がある。投資先ファンドが保有する証券の信用力が引き下げられることにより、その価値が減少することがある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

ハイ・イールドリスク

ハイ・イールド証券および同等の信用度の無格付証券（一般に「ジャンク債」と称される。）に投資するファンドは、かかる証券に投資しないファンドに比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体による元利金の継続的な支払能力に関して、極めて投機的であると考えられている。景気低迷または金利上昇が、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、投資先ファンドがかかる証券を売却する能力が低下する可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、元利金の支払義務に関しデフォルトに陥った場合、投資先ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

市場リスク

投資先ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下することがある。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の業種に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、一般的な企業業績予想の変化、金利もしくは為替レートの変化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段の関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はま

た、労働力不足、生産コストの増加、業界内における競争環境等の特定の業種に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価格が同時に下落する可能性がある。一般的に、株式のほうが債券よりも価格のボラティリティが大きい。

投資先ファンドが米国外証券に投資する場合、米国企業の証券にのみ投資する場合に比べて、より急激な価格変化に直面することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、米国外証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。国際経済および金融市場は、ますます相互に関連するようになっており、ある国、地域または金融市場の状況および事象は、異なる国、地域または金融市場の発行者に悪影響を及ぼすことがある。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨封鎖、政治的変動または外交的变化が、投資先ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、投資先ファンドはその米国外証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが特定の地域にその相当部分の資産を投資する場合、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。米国外証券はまた、米国の発行者の証券に比べて、流動性が乏しく価格付けが困難である可能性がある。同様に、特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いている新興市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるかまたはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

発行体リスク

証券の価値は、業績、ファイナンスにおけるレバレッジ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少、発行者の過去の収益および収益見込みならびにその資産の価値等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。また、単一の発行体の財政状況の変化が、証券市場全体に影響することがある。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難な時に生じるリスクである。流動性の低い証券に投資した場合、かかる証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、投資先ファンドのリターンが悪化することがある。また、一定の投資対象の市場は、特定の発行体の状況の悪化とは無関係に、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を失う可能性がある。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、投資先ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを獲得することができない場合がある。流動性の欠如は、投資先ファンドが保有する投資対象の評価にも悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドの主要な投資戦略が米国外証券、デリバティブもしくは相当の市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券と関係する場合、投資先ファンドの流動性リスクは最も大きくなる傾向がある。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、後記「２．投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク デリバティブ」を参照のこと。投資先ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資

先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。デリバティブ商品に投資する投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、投資先ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行うという保証はない。

コモディティ・リスク

投資先ファンドはコモディティ連動デリバティブ商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりも大きな価格変動にさらされる。コモディティ連動デリバティブ商品の価格は、市場変動一般、コモディティ指数ボラティリティ、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券のリスク

様々な種類のモーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は、一定の追加的なリスクにさらされる。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券のデュレーションは延長される傾向にあるため、確定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響をより受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、投資先ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、そのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、投資先ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、投資先ファンドのリターンが減少することがある。

投資先ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的なリスクにもさらされる。

為替リスク

投資先ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨の価格が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。

米国以外の国の為替レートは、金利変動、アメリカ合衆国その他の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）またはアメリカ合衆国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、投資先ファンドのリターンが減少することがある。

一定の投資先ファンドまたはそのクラス（該当する場合）は、為替レートの変動による損失リスクを軽減するために通貨へのエクスポージャーをヘッジすることがある。かかる投資先ファンドまたはクラスは、かかる投資先ファンドまたはクラス（該当する場合）の表示通貨の値動きを他の通貨に対してヘッジする予定である。かかる投資先ファンドまたはクラスが常にヘッジされ、または投資顧問会社であるPIMCOがヘッジの活用成功を保証しない。為替ヘッジ取引を行う投資先ファンドのいずれかのクラスに関して、かかる為替ヘッジ取引の効果は明確にかかる投資先ファンドの当該クラスに帰属するものであり、かかるヘッジ取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該ク

ラスが負担するものとする。かかる投資先ファンドまたはクラスの表示通貨が基準通貨および／または当該投資先ファンドもしくはクラスの一部もしくはすべての資産の表示通貨に対して下落する場合、ヘッジ戦略の活用は、投資先ファンドまたはクラスの受益者の利益を著しく制限することがある。

為替リスクは、投資先ファンドが米ドル以外の通貨に投資し、または新興国に経済的に結びついた米ドル以外の通貨取引を行う限りにおいて、特に高くなることがある。これらの通貨取引は、米国以外の先進国の通貨に投資し、または米国以外の先進国と経済的に結びついた米ドル以外の通貨取引を行う場合に伴うリスクとは異なる、またはそれよりも大きい、市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクその他のリスクを伴うことがある。

投資先ファンドまたはクラスに適用される追加の為替リスクは、後記「２．投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク 通貨および通貨取引」および同「デリバティブ」を参照のこと。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。比較的少数の発行体に投資を行う投資先ファンドは、より分散した投資を行う投資先ファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、逆レポ取引、組入証券の貸付けおよび発行時取引、ディレイド・デリバリー取引またはフォワード・コミットメント取引が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

投資先ファンドは、投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることがある。レバレッジの活用により、投資先ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを清算することがある。借入れを含むレバレッジにより、投資先ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる可能性がある。これは、レバレッジにより、投資先ファンドの組入証券の価値の増減が増幅される傾向にあるためである。資産の分別または反対ポジションによる相殺により取引がカバーされる状態にある限り、当該取引はレバレッジをかけられるものとはみなされない。

マネジメント・リスク

投資先ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。PIMCOは、投資先ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。加えて、法律上、規制上または税制上の制限、政策または発展が、PIMCOが投資先ファンドの運用と関連して利用できる投資手法に影響することがあり、また投資先ファンドがその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがある。投資者は、投資先ファンドにより行われる投資および投資先ファンドが達成する結果が、投資先ファンドと同様の名称、投資目的および方針を有する他のファンドを含む、PIMCOが投資顧問会社として行動する他の投資ビークルによって行われるものと同じものとなると、いかなる場合においても期待することができないことに留意すべきである。

取得ファンドに関するリスク

投資先ファンドのトラストは、バミューダの法律に基づき、その受託会社が、それぞれが独立の信託として宣言される複数の投資先ファンドを設立することを可能とするユニット・トラストとして設立された。取得ファンド^(注)および被取得ファンド^(注)を含む、数多くのファンドが設立され、取得ファンドは関連する被取得ファンドにおいて受益証券を発行する。当該投資先ファンドのトラストは、各投資先ファンドが（各取得ファンドおよび被取得ファンドに関するものを含め）、（資産および負債に関する点を含め）独立した信託となることを意図して仕組まれてきた。したがって、その受託会社は、投資先ファンドに関する負債に関して関連する投資先ファンドの資産から補償を受け、当該負債が複数の投資先ファンドに関連する場合は、関連する複数の投資先ファンドから補償を受ける権利を有する。投資先ファンドの債権者は、同様の権利を代位弁済の方法で達成でき、また、例えば、その受託会社が特定の投資先ファンドについて契約条件を制限しない状況で追加的な権利を達成することができる。加えて、この仕組みの効果は、バミューダ裁判所による裁判に服してこなかったため、各投資先ファンドの分離された性質が尊重されるという保証はなく、また、他の司法権における裁判所がそれが尊重されるべきであると裁判する保証もない。

（注）「取得ファンド」は、通常、投資先ファンドのトラストに属する他の投資先ファンド（「被取得ファンド」という。）の受益証券にその資産の全てを実質的に投資することにより投資目的の達成を目指す。

アロケーション・リスク

フィーダー・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、フィーダー・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に関係する。フィーダー・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証はない。

空売りリスク

投資先ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされる。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、投資先ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。投資先ファンドは先渡コミットメントを通じてショート・ポジションを取ることができ、先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションをとることができる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われるプレミアムおよび利息に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ可能性があるというリスクを伴う。反対に、ロング・ポジションの損失は、証券の価格の減少により生じ、証券の価格はゼロ以下にならないという事実によって制限される。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、2008年から2009年の金融市場の低迷およびその後の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになっていく。最も重要なことは、米国政府が金融サービス産業および消費者信用市場に及ぶ広範な新たな規制のフレームワークを制定したことであり、これが投資先ファンドの保有する証券の価格に及ぼす潜在的な影響は未知である。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、投資先ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、投資先ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびそのPIMCOの活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、投資先ファンドおよび/またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、投資先ファンドおよび/またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に従う。投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査および処分を受けないという保証はない。投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムは投資先ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、投資先ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。投資先ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。PIMCOは進展を監視し、投資先ファンドを各投資先ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

投資先ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに従う。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる介入の効果を予測することはできない。発行体は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家は投資先ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。投資先ファンドのトラスト全体またはPIMCOが投資先ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

2．投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク

本項では、前記「1．主なリスクの概要」の項に記載される主要な投資および投資先ファンドの関連するリスクに関する追加の情報を提供する。また、本項は、投資先ファンドについてPIMCOにより随時利用され得る追加の証券および投資手法にかかる特性およびリスクを説明している。これらの証券および投資手法の大半は裁量的なもの、すなわち、PIMCOがその利用の可否を判断することができるものである。本項は、PIMCOが投資先ファンドに関して利用することがある様々なタイプの証券および投資手法のすべてを開示するものではない。将来規制が変更されることにより、投資先ファンドが様々なタイプの証券および投資手法を利用することが制限され、利用が不可能となることもある。これにより、最終的に投資先ファンドがその投資目的を達成することができなくなることもありうる。投資先ファンドに投資する者は、PIMCOおよび個別のポートフォリオ・マネージャーの専門的な投資判断・投資技術に依拠する。

フィーダー・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レボ契約またはその他の金融商品に投資し、直接為替ヘッジを行うことができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、以下に記載する証券に通常の状態において直接投資することはない。フィーダー・ファンドへの投資の価値は、投資先であるマスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、フィーダー・ファンドに投資するリスクは、フィーダー・ファンドが投資するマスター・ファンドおよび以下に記載する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関連している。

銘柄選定

投資先ファンドの銘柄選定にあたり、PIMCOは、金利、為替レートおよび経済に関する予測を行い、信用リスクおよびコール・リスクを分析し、また、その他の銘柄選定手法を利用する。投資先ファンドの資産を一定の特性（例えば、品質、セクター、利率または満期）を有する証券に割り当てる比率は、米国および世界のその他の国々の経済情勢、金融市場その他の要素に関するPIMCOの予測によって異なってくる。

PIMCOは、他と比べて割安な債券市場の分野を特定しようと試みる。PIMCOは、債券を、例えば、短期金融商品、政府、企業、モーゲージ、アセット・バック、国際といったセクターにグループ分けすることによってかかる分野を特定する。その後、高性能なソフトウェアがセクターの評価および特定の銘柄のプライシングを補助する。投資機会が特定されると、PIMCOは比較価値および信用スプレッドに基づいてセクター間の資産配分を変更する。PIMCOの銘柄選定手法が期待した結果を生じるという保証はない。

政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証書またはこれらに保証される債務証書である。米国政府証券は、米国政府、その政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証書またはこれに保証される債務証書である。政府証券および米国政府証券には、市場リスクおよび金利リスクがあり、また様々な程度の信用リスクもある。政府証券には、ゼロ・クーポン債が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも市場リスクの程度が大きくなる傾向がある。明確性のために付言すると、「政府証券」には、連邦政府または中央政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。「米国政府証券」には、米国政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。

投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、政府、政府機関もしくは仲介機関、またはその他の政府関係機関の発行するソブリン債に投資することができる。マスター・ファンドは、米国政府、政府機関もしくは仲介機関、またはその他の政府関係機関が発行するソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の返済繰延べへの参加、および政府機関に対する追加融資を求められることがある。さらに、デフォルトしたソブリン債を回収することのできる破産手続はない。

投資先ファンドは、ブレイディ債に投資することができる。ブレイディ債とは、債務再編に関する新規債務と国家機関に対する既存の商業銀行ローンとの交換により設定された証券である。ブレイディ債に対する投資は、投機的とみなされる場合がある。投資先ファンドが取得したブレイディ債は、再編取決めまたは新規クレジットの請求に従う可能性があり、それにより投資先ファンドが、その保有分の一部についての利息または元本の損失を被る可能性がある。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局およびその他の代行機関により発行される。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他の政治的事情または発行体の破産に影響を受けることがある。低格付の地方債には、より良質の地方債よりも大きな信用リスクおよび市場リスクがある。投資先ファンドが投

資することのできる地方債の種類には、地方自治体のリース債務が含まれる。また、投資先ファンドは、地方債を原資産として保有する主体により発行される証券に投資することができる。

モーゲージ関連証券およびその他の資産担保证券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「ＣＭＯ」という。）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、残余クラスＣＭＯ、ストリップト・モーゲージ担保证券（以下「ＳＭＢＳ」という。）および不動産モーゲージ・ローンへの参加権を直接的または間接的に表章するか、またはかかるローンにより担保され、支払われるその他の証券が含まれる。

モーゲージ担保证券または資産担保证券の価格は、実勢金利の変動に対して特に敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、投資先ファンドが元本再投資時において金利下落の影響を受けることがある。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般的に下落するが、金利の下落時には、期限前償還が可能なモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度には上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、また、実効満期が、取得時の予想を超えて短縮されまたは延長されることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率が、モーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用力に関する市場の認識に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および／もしくは保険により担保されているが、民間保証人または保険会社がその債務を履行するとの保証はない。

一つのタイプのＳＭＢＳは、モーゲージ資産からの全ての金利を受領するクラス（金利クラスまたはＩＯクラス）と元本のすべてを受領する他のクラス（元本クラスまたはＰＯクラス）を有するものである。ＩＯクラスの最終利回りは、裏付けとなるモーゲージ資産に関する元本の弁済率（期限前弁済率を含む）に対して極めて敏感であり、急激な元本返済率は、投資先ファンドのこれらの証券からの最終利回りに対して重大な悪影響を与えるおそれがある。投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、モーゲージ関連証券もしくはその他の資産担保证券のＩＯ、ＰＯ、デリバティブまたは逆フローター債を組み合わせた投資を総資産の５％を超えて行ってはならない。マスター・ファンドは、かかる証券に投資することができない。

米国の住宅モーゲージ市場が近年直面した困難により、投資先ファンドのモーゲージ関連商品の一部の運用成績および市場価格に悪影響が生じた可能性がある。モーゲージ・ローン（特に、サブプライム・ローンおよびセカンド・リーエン・モーゲージ・ローン）の不履行および損失が近年増加しており、今後も継続して増加する可能性があり、（近年、多くの住宅市場において実際に発生し今後も継続する可能性がある）住宅価格の下落または頭打ちによりかかる不履行および損失が悪化する可能性がある。変動金利のモーゲージ・ローンの借主は、月々の支払い額の変更をもたらす金利の変動の影響を受けやすく、低い金利で大体のモーゲージを設定することができないことがある。また、数多くの住宅モーゲージ・ローンのオリジネーターが近年深刻な財務上の困難に直面するか倒産している。これらの事由を主な理由として、モーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券に対する投資家の需要が低迷する一方で投資家による利回りの要求は高まっているため、モーゲージ関連証券の流通市場における流動性が制約され、その結果、モーゲージ関連証券の市場価格に不利な影響が生じることがある。かかる流通市場における流動性の制約は今後も継続しまたはさらに悪化する可能性がある。

投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、債券担保证券（以下「ＣＢＯ」という。）、ローン担保证券（以下「ＣＬＯ」という。）その他の類似の仕組み証券を含む債務担保证券（以下「ＣＤＯ」という。）に投資することができる。マスター・ファンドはかかるＣＤＯに投資することができない。ＣＢＯおよびＣＬＯはアセット・バック証券の一種である。ＣＢＯは、投資適格に満たない様々なハイリスクの債券のプールを裏付けとしたトラストである。ＣＬＯとは一般的に、国内外のシニア担保ローン、シニア無担保ローンおよび劣後企業ローン（投資適格未満の格付けのローンまたはそれと同等の無格付ローンを含む）等を含むローンのプールを担保としたトラストである。

ローン・パーティシペーションおよびローン債権譲渡

マスター・ファンドは、確定利付ローンおよび変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、一般に、ローン・パーティシペーションおよびその一部の譲渡の形態をとることになる。ローン・パーティシペーションおよびローン債務譲渡は、信用リスク、金利リスク、流動性リスクおよびレンダーであることによるリスクを含む特別の種類リスクを伴う。投資先ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、当該投資先ファンドは貸主を介してのみその権利を行使することができ、借主のリスクに加えて貸主の信用リスクも引き受けることになる。

バンクローン

バンクローンは、資本再構成、買収またはリファイナンスに関して締結される会社の債務である。バンクローンに関するリスクは以下を含む。() いつでもプレミアムまたはペナルティなく期限前払いが行われうること、およびスプレッドが下降している期間中の期限前払いの権利の行使は、投資先ファンドが期限前払いによる収益をより低い利回りの投資対象に再投資する結果となりうること、() 借主の債務に係る元金の支払いおよび利息の支払いの不能、() 金利感応度、借主の信用度についての市場認知および一般的な市場流動性といった要素による価格変動。バンクローンが不良債権化した場合、ローンは、十分な検査交渉、または、とりわけ金利の相当な減額および／もしくはローン元本の相当な圧縮を結果として生じさせることになる再構成を要求することがある。

上記のリスクに加えて、要求される第三者の同意または他の理由により、一定のローンは一般公衆に取引される証券と同じように容易にまたは迅速に購入または売却できないことがある。さらに、歴史的に、ローン市場における取引量は、一般公衆に取引される証券市場ほど流動性を有してこなかった。

投資先ファンドは、債権譲渡の方法により直接的に、ローン・パーティシペーションの方法またはシンセティック証券もしくはストラクチャード・ファイナンス証券の取得を通して間接的に、バンクローンの利息を取得することができ、またはローンの一般的な性質を有し、源泉徴収税の目的上ローンと扱われるリース契約の利息を取得することができる。ローン債権の譲渡において、一般的に、譲受人は譲渡人（以下「譲渡人」という。）のすべての権利義務を承継し、その債務に関するローン契約またはクレジット契約上の貸主となる。反対に、ローン・パーティシペーションについて、一般的に、譲渡人により保有される一部の債務の参加者は、当該譲渡人との間でのみ契約関係に立つ結果となり、債務者とは契約関係に立たない。投資先ファンドは、ローン・パーティシペーションに基づき権利を与えられる元本、利息およびすべての手数料の支払いを、債務者から譲渡人に対して支払いがあった場合において、譲渡人からのみ受領する権利を有することとなる。ローン・パーティシペーションを購入する場合において、一般的に、投資先ファンドは、ローン契約もしくはクレジット契約または当該債務を証する他の契約書類の契約条項を債務者に従わせる権利を持たず、また債務者との間で相殺する権利も有しない。さらに、投資先ファンドは、その購入したローン・パーティシペーションに係る債務の担保から直接に利益を受けない可能性がある。その結果として、投資先ファンドは、債務者および譲渡人の信用リスクを引き受けることとなる。譲渡人の支払不能が生じた場合には、投資先ファンドは、ローン・パーティシペーションに関して譲渡人の一般債権者として扱われることがあり、譲渡人と債務者との間の相殺から利益を受けないことがある。

ローンの購入者は主に商業銀行、投資ファンドおよび投資銀行である。流通市場の取引量が増加するのに伴い、新たなローンは、市場流動性を改善しうるローン取引を促進するために標準化された契約書をたびたび利用する。しかしながら、将来のローン取引における需給のレベルが十分な程度の流動性を供給する保証はなく、また現在の流動性のレベルが継続する保証もない。当該ローンの保有者には、借主、ローン契約の特有かつカスタマイズされた性質およびローンの非公開のシンジケート組織に関する秘密情報を提供されるため、ローンは一般公衆に取引される証券が売買されるようには容易に売買されない。加えて、歴史的に、ローン市場における取引量は高利回り債券市場と比べ少量であった。

マスター・ファンドは、バンクローンに関する再評価取引に投資することができる。再評価取引は、新しいローンが、実質的に同一の条件であるがより低い金利スプレッドで発行される場合に行わ

れる。そのような場合において、再評価されるバンクローンは、本書に規定されるマスター・ファンドの投資制限の目的との関係では、決済期間において一度に計上される。

社債

社債は、発行体が元利金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感応性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。

ハイ・イールド証券

投資先ファンドは、投資品質ガイドラインに従う。投資先ファンドが保有する証券は、格付引下げの対象となることがある。Moody'sのBaa格またはS&PのBBB格より低い格付の証券は、「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資またはその保有には、高格付の確定利付証券に関連するリスクに加え、特別なリスクを伴う。ハイ・イールド証券は、投資元本の値上がりおよびより高い金利に関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高格付の証券よりも、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすいことがある。

債権者の責任および債権者委員会への参加

一般に、投資先ファンドが発行体の債券またはその他の同等の確定利付証券を保有する場合、当該投資先ファンドは、当該発行体に対する債権者となる。発行体の債権者である投資先ファンドは、発行体の破産に関してまたは発行体のその他の債権者、株主もしくは発行体自身により提起された別の法的手続に関して、投資先ファンドが保有する証券に関連する異議申立てに従わなければならないことがある。投資先ファンドは、その保有する証券の発行体で、財務上問題のある発行体の経営陣と交渉するために債権者により形成された委員会に随時参加することができる。かかる参加により、投資先ファンドが弁護士費用などの費用を負担し、発行体に関する重要な非公開情報の保有者となることがある。その結果、参加しなければ当該投資先ファンドが証券について取引または追加ポジションの取得を希望することができたはずの証券について、そうすることができなくなることがある。また投資先ファンドがかかる委員会に参加することにより、連邦破産法または債権者債務者間の権利を律するその他の法律に基づく潜在的な責務の対象とされることがある。投資先ファンドは、PIMCOが、当該投資先ファンドの債権者としての権利を行使するために、または当該投資先ファンドが保有する証券の価格を保護するためにかかる参加が必要または望ましいと確信する場合にのみ、かかる委員会に参加する。

可変利付証券および変動利付証券

可変利付証券および変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。投資先ファンドは、変動利付債務証券（以下「フローター」という。）に投資することができる。可変利付証券および変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。

投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、逆変動金利付債務証券（逆フローター債）に投資することもできる。逆変動利付の証券は、金利が上昇した場合、価格が下落することがあり、また同等の信用度を有する固定金利による債務証券よりも価格ボラティリティが大きくなることがある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（逆変動利付の証券の場合、上昇）は、かかる証券から受け取る収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

さらに、投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、無制限に残余金利債券（一般に「RIB」と称される。）に投資することができる。マスター・ファンドは逆フローター債またはRIBに投資することができない。

インフレ連動債

インフレ連動債（インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債を除く。これらについては後述する。）とは、確定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。インフレ指数が低下すると、インフレ連動債（インフレ連動地方債およびインフレ連動社債を除く。これらについては後述する。）の元本価格は下方修正され、その結果、これらの証券の支払利息（元本額が少額であるものについて計算される。）は減額される。インフレ連動米国債の場合、満期時における原債権元本の返済（インフレに応じて調整される。）が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済み元本価格は、当初元本を下回ることがある。

インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債については、インフレ調整は半年毎の利息の支払いに反映される。その結果、インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債の元本価格はインフレ率に従って調整されない。

インフレ連動債の価格は、実効金利の変動に応じて変動することが予想される。実効金利は、名目金利およびインフレ率の関係に連動する。名目金利がインフレ率よりも急速に上昇する場合、実効金利は上昇し、インフレ連動債の価値の下落をもたらすことがある。インフレの短期上昇は価値の下落を導くことがある。インフレ連動債の元本増加分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合にも、課税対象の通常所得とみなされる。

転換可能証券およびエクイティ証券

投資先ファンドは、転換可能証券に投資することができるが、その証券を普通株式に転換することができない。ただし、マスター・ファンドは、組織再編に関して受領する場合に限りかかる証券に投資することができる。転換可能証券とは、一定の価格または比率で普通株式に転換可能または権利行使可能な債券およびワラントを含む証券である。転換可能証券の価格は通常、かかる転換または権利行使を伴うため、対象となる普通株式の価格変動に応じて変動する。しかし、転換可能証券の価格は、対象普通株式と同じ程度速やかには増減しないことがある。転換可能証券は通常、収益をもたらすし、また金利リスクを伴う。更に、転換可能証券は、より大きな信用リスクを伴う低格付け証券であることもある。投資先ファンドは、本来行使したであろう時期の前に転換を強いられることがあり、それにより投資先ファンドが投資目的を達成する能力に不利な影響が生じることがある。

投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、普通株式もしくは優先株式またはエクイティとみなされる他の証券に投資することができない。投資先ファンドは、一般社団法人投資信託協会の規則および日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則の「外国投資信託証券の販売等」に規定される選別基準に従い、日本において株式とみなされる証券に投資することができない。マスター・ファンドは、組織再編に関して受領する場合に限り、普通株式もしくは優先株式またはエクイティとみなされる他の証券に投資することができる。

エクイティ証券は、債券よりも大きなボラティリティを有するのが一般的である。投資先ファンドが保有するエクイティ証券の市場価格は上昇することもあれば下落することもあり、それは急速にまたは予測を超えることもある。エクイティ証券の価格は、株式市場一般または市場における特定の産業に影響する要因によって下落することがある。また、エクイティ証券の価格は、運用成績、ファイナンシャル・レバレッジおよび発行体の製品またはサービスに対する需要の低迷などの発行体に直接関係する数多くの要因によって下落することもある。

非米国証券

非米国証券への投資には、米国証券への投資には通常付随しない特定のリスクおよび検討事項を伴う。非米国会社および非米国政府の発行する証券に投資する投資先ファンドに伴う重要なリスクについては、慎重な検討を要する。これらのリスクには、例えば、会計基準、監査基準および財務報告基

準の相違、非米国組入証券取引における一般的に割高な手数料単価、国有化、収用または没収課税の可能性、投資規制または為替管理規制の不利な変更、政治的不安定などがある。個別の非米国経済圏は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資、資源、国内自給率および国際収支状況といった点で、米国経済に比べて有利に異なっていることもあれば不利に異なっていることもある。証券市場、証券の価値、非米国証券市場に伴う利回りおよびリスクは、相互に独立して変化することがある。また、非米国証券ならびに配当およびそれらの証券に支払われる利息は、それらの証券に関する支払から源泉徴収される税金も含めて、非米国の課税に服することがある。非米国証券は、米国証券よりも取引頻度および出来高が少ない場合が多く、したがって、より大きな価格変動を示すことがある。非米国証券への投資は、米国国内投資より高い保管コストおよび非米国通貨換算についての追加的な取引コストを伴う場合もある。非米国為替相場の変化は、非米国通貨建てのまたは非米国通貨で相場の付けられている証券の価格にも影響する。

新興市場証券

証券は、証券が新興国の証券市場で主に取引され、または発行体が新興国で設立されもしくは主に営業し、収益の大半を新興国での営業から得ており、もしくは資産の大半を新興国に有している場合には、新興国と経済的に結び付いているといえる。PIMCOは、新興証券市場として適しているとみなす国を特定し、かつ、そこに投資する広範な裁量を有している。しかし、新興証券市場は、世界銀行もしくはその関連組織、または国連もしくは関係当局により新興または発展途上の経済圏と定義されている国に存在する市場であると一般に考えられる。新興市場証券に投資を行う際には、投資先ファンドは、一人当たり国民総生産が比較的低く、また、急速な経済成長の可能性のある国を重視する。PIMCOは、金利、インフレ率、為替相場、金融財政政策、貿易・通貨収支、およびその他PIMCOが関係すると考える特定の要因の自己の評価に基づき、国および通貨構成を選択する。

新興市場証券に投資することは、先進国の証券に投資するリスクとは異なるまたはそれより大きいリスクを負うことを意味する。これらのリスクには、例えば、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限、投資収益および投資元本の本国への送金の可能性、通常より大きい社会的、経済的および政治的不確実性および不安定性、経済に対する大幅な政府関与、政府の監督および規制の少なさ、通貨ヘッジ手法が利用ができないこと、新規設立かつ小規模な会社、ならびに価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押、国有化、または将来の経済的もしくは政治的危機から生じる政府独占などがある。さらに、外国投資家は、売却利益の登録を要求されることがある。

一部の新興市場に対する投資に影響する法令は、未発達である場合があり、または予測不可能であり、さらには恣意的に運用される可能性がある。新興市場証券、特に、課税、外国投資および外国貿易、財産または証券に対する権限およびその譲渡に関する新興市場証券に投資する投資先ファンドの活動に適用される法令は、比較的新しいことがあり、米国またはその他の先進諸国におけるものよりもずっと緩やかな方法により著しく変更される可能性がある。新興国の政府が、投資先ファンドの投資先である財産または証券に対して当該投資先ファンドが権限を取得していると認識または了承するという保証はない。なぜなら、新興国は、権限登記について信頼可能なシステムまたは法的枠組みを有していない可能性があるからである。一定の基本的な商法は、一定の新興国では整備されているが、それらは不明確であり解釈の変更に左右される場合があり、また、いつでも投資先ファンドの利益にとって不利な方法で修正、変更、廃止、または置き換えられる可能性がある。米国で通常見られるような法律および先例の広範な体系が存在しない場合がある。現地の法令が米国と似たような発展をし、または上記要因の一部もしくは全部が、新興市場証券に投資している投資先ファンドの営業に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

新興市場証券への投資には、監査基準および財務報告基準に違いがあるというリスクもあり、その結果、発行体についての重要な情報が利用できないことがある。新興国における国、地域および地方公共団体および政府機関、関係当局または下部組織により公表された公式データは、先進国のものよりかなり不完全かつ信頼性が低く、新興市場証券に投資する投資先ファンドについての投資決定を行う際にPIMCOが利用する公式情報源が完全に信用できるという保証はない。公式統計も、先進国

で使われているものとは異なる基礎に基づき作成されていることがある。したがって、これらの市場に関する事項の検討は、利用可能な公式情報および公開情報の完全性または信頼性に懸念があるため、不確実である。

さらに、新興国の通貨は、米ドルおよび／または日本円に対し著しく下落する場合があります。投資先ファンドによるこれらの通貨への投資後に通貨切下げが行われる場合があります。投資先ファンドが通貨ヘッジ戦略を試みようとしても、それがうまくいくとは限らない。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興国の経済および証券市場にマイナスの影響を及ぼしてきており、かつ、今後も及ぼし続ける可能性がある。さらに、新興証券市場では清算および決済の手續が異なっている場合があります。そのような手續は、証券取引の出来高の成長に対応できない可能性またはその他かかる取引を行うことを困難にする可能性がある。決済の問題により、投資先ファンドが魅力的な投資機会を逃したり、資産の一部を投資するまでの間現金として保有することとなったり、またはポートフォリオ証券の処分が遅れることになったりする可能性がある。そのような遅れにより、証券の買主に対し責任が発生するおそれがある。

東欧の新興国を含む一定の新興国における証券取引には、金融仲介機関の経験不足、近代的技術の不足、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際的投資に通常伴うリスクに加えたさらなるリスクがある。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、多額の財産を過去に没収しており、それに対する請求は未だ完全には解決されていない。東欧における投資先ファンドによる投資も、没収、国有化またはその他の方法により押収されないとの保証はない。

通貨および通貨取引

投資先ファンドは為替リスクを負う。為替相場は、短期間に著しく変動する。為替相場は、一般に、外国為替市場の需給、異なる通貨に投資することについての相対的優劣、金利の実際上または認識上の変化、およびその他の複雑な要因により決まる。為替相場は、米国もしくはその他の政府もしくは中央銀行による介入（または不介入）、または通貨統制もしくは政治的展開により予測不可能な形で影響を受ける可能性がある。

投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクに対するヘッジの一環として、為替先渡契約を締結することができ、またはスワップ契約およびスワップションのみならず通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションにも投資することができる。マスター・ファンドは、通貨エクスポージャーをその純資産のプラス・マイナス５％に制限する。ただし、マスター・ファンドは、ヘッジ目的以外で通貨エクスポージャーをとらない。

為替先渡契約は、契約時に設定された価格で、ある将来の日付において特定の通貨を購入または売却する義務を伴うものであり、投資先ファンドが引き渡す通貨の価格の変化に対する当該投資先ファンドのエクスポージャーを低下させ、当該投資先ファンドが契約期間中に受領する通貨の価値変動に対するエクスポージャーを高める。投資先ファンドの価格に対する影響は、一つの通貨建ての証券を売却し、かつ、他の通貨建ての証券を購入することに類似する。外国通貨を売却する契約は、ヘッジされている通貨の価格が上がれば実現したかもしれない潜在的利益を制限することになる。投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクをヘッジするためにこれらの契約を締結することができる。

安定したヘッジ取引というものは、いかなる状況においても不可能であり、投資先ファンドが、所定の時期にまたは随時、かかる取引を行うとの保証はない。また、かかる取引がうまくいくとは限らず、投資先ファンドが、該当する通貨の有利な変動から利益を得るチャンスを排除する可能性もある。投資先ファンドは、二つの通貨の為替相場の間に正の相関がある場合には、一つの通貨（または通貨のバスケット）の価値の不利な変化をヘッジするために、他の通貨（または通貨のバスケット）を利用することができる。

レボ契約

投資先ファンドは、銀行、ブローカーまたはディーラーから証券を購入するレポ契約を締結することができる。レポ契約とは、投資先ファンドの費用負担において一定期間中の利息を加えた額で証券を買い戻すことを合意するものである。買戻しを合意している当事者がデフォルトに陥ると、当該投資先ファンドは、保有している証券を売却しようとする。当該証券の価値が買戻価格よりも下がっている場合には、当該証券についての損失に加えて手続コストまたは遅延を伴うおそれがある。レポ取引の満期が7日を超えている場合、これは非流動的な証券とみなされる。

逆レポ契約、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

投資先ファンドは、レバレッジに関する制限に従い、逆レポ契約およびダラー・ロールを締結することができる。ただし、マスター・ファンドは、ダラー・ロールを締結することができない。逆レポ契約またはダラー・ロールは、投資先ファンドが証券を売却し、一定の時期および価格において当該商品を買戻す合意を伴い、借入れの一種とみなすことができる。

逆レポ契約において、当該投資先ファンドは、契約期間中、原証券についての元利払いを継続的に受ける。しかし、逆レポ契約には、当該投資先ファンドが保有する当該証券の市場価格が、買戻義務のある当該投資先ファンドの売却証券の買戻価格を下回る場合があるというリスクがある。逆レポ契約、ダラー・ロールおよびその他の形式による借入れは、当該投資先ファンドにレバレッジ・リスクを生じさせる可能性がある。

投資先ファンドは、借入時の純資産（借入額を含まない。）の価格（簿価または時価のうち低い方）の10%を超えて銀行借入れを行うことはできない。ただし、吸収合併、合併などの臨時または緊急の目的の場合に、この10%の制限を3か月を上限として一時的に超過する場合を除く。本項において、借入れとは、銀行からの借入れとみなされるものをいい、したがって、逆レポ契約、ダラー・ロール等の取引については、かかる10%の制限は適用されない。

「モーゲージ・ダラー・ロール」は、一定の点において逆レポ契約に類似する。「ダラー・ロール」契約において、投資先ファンドは、ディーラーに対し、GNMA発行証券などのモーゲージ関連証券を売却し、同時に、あらかじめ決められた価格で類似の証券（同じ証券ではない。）を将来買い戻すことを合意する。「ダラー・ロール」は、投資先ファンドが、現金を得るためにディーラーに対しモーゲージ関連証券を質入れする担保付借入れとしての逆レポ契約のようなものとみなすことができる。逆レポ契約の場合とは異なり、投資先ファンドがダラー・ロール取引を締結するディーラーは、当該投資先ファンドが元々売却したものと同一証券を返還する義務はないが、「概ね同一」である証券に限られる。「ダラー・ロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、ファンドは、「ダラー・ロール」が合意されている特定の証券の価格について市場の動きを利用することはできない。「ダラー・ロール」のカウンターパーティーがデフォルトに陥った場合には、当該投資先ファンドは、将来の売却義務を履行するために、当該投資先ファンドが代替証券を購入しなければならない市場価格（上がる場合もあれば下がる場合もあり、将来の売却義務について当該投資先ファンドが受け取るべき売却代金は市場価格から控除される。）を負担するリスクを負担する。

セール・アンド・バイバックは、原証券の投資先ファンドによる買戻しの決済が未決の間、証券を購入するカウンターパーティーが原証券に関して行われた元利払いを受領する権利を有するという点を除いて、逆レポ契約に類似する。

デリバティブ

投資先ファンドは、リスク管理のため、または投資戦略の一部として、デリバティブ商品を利用することができる（義務ではない。）。一般的に、デリバティブは、その価格が、原資産、基準金利または参照指標の値により決まるまたはそこから生じる金融契約であり、株式、債券、金利、通貨または為替相場、商品および関連指数に関係することがある。デリバティブ商品の例には、オプション、先物、先物オプション、スワップ（ロングおよびショートクレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むがそれらに限らない。）、およびスワップ・オプションを含む。投資先ファンドは、資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することが

できる。ポートフォリオ・マネージャーは、これらの戦略を採用しないと決定することもでき、また、投資先ファンドが利用するデリバティブ戦略がうまくいくとの保証はない。

投資先ファンドによるデリバティブ商品の利用には、証券およびその他従来型の投資対象に直接投資することに伴うリスクとは異なる、またはより大きい可能性のあるリスクがある。以下は、投資先ファンドが利用する可能性のあるすべてのデリバティブ商品に関連する重要なリスク要因についての一般的な検討を示すものである。

運用リスク： デリバティブ商品は、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度に専門化された商品である。デリバティブを利用する際には、原商品だけでなく、（考えられるあらゆる市況におけるデリバティブの実績を観察できなくても）デリバティブそのものを理解していなければならない。

信用リスク： デリバティブ商品の利用は、請求されている支払いを行いまたはその他の契約条件を遵守する契約の別の当事者（通常「カウンターパーティー」と称される。）の不履行の結果により損失を受けるというリスクを伴う。さらに、クレジット・デフォルト・スワップは、投資先ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの基礎となっている会社の信用力を正確に評価しなければ損失をもたらすおそれがある。

流動性リスク： 流動性リスクは、特定のデリバティブ商品の売買が困難である場合に発生する。デリバティブ取引が特に大規模であるか、または関連する市場が（多くの一対一交渉型のデリバティブと同様に）非流動的である場合、有利な時期または価格において取引を開始しまたはポジションを換金することができない可能性がある。

レバレッジ・リスク： 多数のデリバティブはレバレッジの要素を有しているため、原資産、基準金利または参照指標の値または水準の不利な変化が、デリバティブそのものに投資されている金額よりかなり大きな損失となる可能性がある。デリバティブの中には、当初の投資規模に関係なく、無制限の損失をもたらす可能性があるものもある。投資先ファンドがレバレッジのためにデリバティブを利用する場合、当該投資先ファンドへの投資は、より不安定となる傾向があり、市場の変化に応じてさらに多額の損益がもたらされる。

利用可能性の欠如： 一定のデリバティブ商品の市場（外国市場を含む。）は、比較的新しく、かつ、まだ発展途上であるため、適切なデリバティブ取引がリスク管理またはその他の目的のためあらゆる状況において利用できるとは限らない。特定の契約の満期時には、ポートフォリオ・マネージャーは、類似の契約を締結することで、投資先ファンドのポジションをデリバティブ商品で保有しようとする場合もあるが、原契約のカウンターパーティーが新規契約の締結を望まず、かつ、他の適切なカウンターパーティーも見付からない場合には、そうすることはできない可能性がある。投資先ファンドがいつでもまたは随時デリバティブ取引を行うとの保証はない。投資先ファンドのデリバティブ利用可能性は、一定の規制および税務上の勘案事項によっても制限されることがある。

市場リスクおよびその他のリスク： 他のほとんどの投資対象と同様に、デリバティブ商品には、商品の市場価格が投資先ファンドの利益にとって不利な方向に変化するというリスクがある。ポートフォリオ・マネージャーが、投資先ファンドのためにデリバティブを利用する際に、証券、通貨もしくは金利の価値またはその他の経済要因を不正確に予測した場合、投資先ファンドは、取引を締結しなかった方がより良い状況にあったとすることができる場合もある。デリバティブ商品を含む一部の戦略は、損失リスクを減らす可能性がある一方で、利益の機会も減らし、さらには、投資先ファンドのその他の投資対象の有利な値動きを相殺することにより損失を生じさせる結果となる場合がある。投資先ファンドは、一定のデリバティブ取引に関連して、当該投資先ファンドが相殺ポジションまたは資産担保を維持することを法的に要求されるため、不利な時期または価格において証券を売買しなければならないこともある。

デリバティブを利用する際のその他のリスクには、デリバティブの価格決定ミスまたは不適切な評価のリスク、ならびにデリバティブが原資産、原金利および原指標と完全には相関できないことなどがある。多くのデリバティブ、特に、一対一交渉型のものは複雑であり、かつ、主観的に評価される

ことが多い。不適切な評価は、カウンターパーティーに対する現金支払義務を増加させ、または投資先ファンドにとって価格の損失となる可能性がある。また、デリバティブの価格が、緊密に追従するように設定されている資産、基準金利または参照指標の価値と不完全にしか相関せずまたは無相関となる場合がある。

特定の投資先ファンドは、商品連動デリバティブ商品、スワップ取引または指数連動「仕組み」債および商品連動「仕組み」債への投資によって、商品市場に対するエクスポージャーの増大を追求することができる。商品連動デリバティブ商品の価値は、一般に実物商品（エネルギー、鉱物もしくは農産物等）、商品先物契約もしくは商品指数の価格変動または商品もしくは商品市場の価値の変動に基づくその他の経済変数に基づく。商品連動デリバティブ商品の価格は、全体的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

スワップは、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、投資先ファンドとカウンターパーティーとの間の一対一交渉契約である。当該義務は一年間を超える場合がある。現在、すべてではないが、いくつかのスワップは、中央清算に服する。中央清算されないスワップは、取引所で清算される金融商品よりも流動性が低い。投資先ファンドは、スワップ・カウンターパーティーがデフォルトまたは破産した場合、スワップ契約において受け取ることを予想していた金額について損失リスクを負う。スワップ市場は、比較的新しい市場であり、その大部分は規制されていない。政府による規制の可能性を含め、スワップ市場の発展が、既存のスワップ契約を終了させまたはかかる契約に基づき受け取る予定の金額を実現する投資先ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、特定の投資先ファンドは、商品もしくは商品先物契約の価値または商品指数の実績に連動する元本支払および／またはクーポン利払い付デリバティブ債務証券に投資することができる。かかる債務証券は、「商品連動」債または「指数連動」債である。これらは、債務証券の条件が発行体の債券および購入者の債券によって組み込まれることがあるため、「仕組み」債と称されることがある。かかる債券の価値は、投資先の原商品または関連指数の変動によって上昇し、または下落する。投資先ファンドは、かかる債券によって、経済的に商品価格の変動にさらされる。また、かかる債券は、債務証券全体に影響を及ぼす信用リスク、市場リスクおよび金利リスク等のリスクを負う。したがって、投資先ファンドは、債券の満期時に、自己の投資額を上回るまたは下回る元本を受領する可能性がある。また、投資先ファンドは、前記のクーポンの利払い額を上回るまたは下回る債券に係る利払いを受けることができる。マスター・ファンドは仕組み債に投資することができない。

先物、オプションおよびスワップ契約を含む様々なデリバティブ商品に関する政府の規制により、投資先ファンドが投資戦略の一環としてかかる商品を利用することが禁止または制限され、その結果、投資先ファンドの投資目的の達成が妨げられる可能性がある。この分野における過去、現在および将来の立法および規制の効果を完全に予測することはできないが、それは重大かつ不利なものとなる可能性がある。立法および規制上の措置に基づき、ファンドによる投資戦略の一環としての一定の金融商品の利用が禁止または制限される可能性がある。投資先ファンドがデリバティブ取引を行うカウンターパーティーに適用される禁止または制限により、投資先ファンドによる一定の金融商品の利用が妨げられる可能性もある。

投資先ファンドへの投資の性格または投資先ファンドによる投資戦略の継続的な遂行能力を（場合によっては重要な程度に）変更する規制の変更が将来行われる可能性がある。先物、オプションおよびスワップの市場は広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。更に、SEC、CFTCならびに他の法域における一部の証券取引所および規制当局は、市場における緊急事態発生時において、投機的ポジションの制限の導入または縮小および取引の制限等の特別の措置を講じる権限を有している。米国における先物、オプションおよびスワップ取引の規制は急速に変化しつつある法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる変更にも服する可能性がある。

特に、2010年7月21日には、ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）が署名された。ドッド・フランク法は、米国の金融システムの監督および規制の方法を変更するものである。ドッド・フランク法第7章は、投資先ファンドが投資

するスワップ等の金融商品を含む店頭（ＯＴＣ）デリバティブの規制の立法の枠組みを定めている。ドッド・フランク法第７章は、ＯＴＣデリバティブ市場に広範な変更を加え、ＳＥＣおよびＣＦＴＣに対してＯＴＣデリバティブおよび市場参加者を規制するための重大な権限を新たに付与し、多くのＯＴＣデリバティブ取引（ＣＦＴＣおよびＳＥＣは、近時、受渡しを行わない外国為替先渡取引、ＯＴＣの外国為替オプションおよびスワップションを含めて「スワップ」を定義した。）について清算および取引所での取引を義務付けている。取引所取引および清算の利用の義務付けは、段階的導入ベースで、市場参加者のタイプおよび中央清算に係る契約についてのＣＦＴＣの承認に基づき導入される。

ＣＦＴＣおよびＳＥＣは、近時、「スワップ」および「証券スワップ」の定義を最終決定した。これらの定義は、ドッド・フランク法に基づく規制に従う契約に関する限界を提供する。これらの変更は、二者間で交渉される契約に関する信用リスクを減少させるものと期待されるが、取引所取引および清算は、契約をリスク・フリーにするものではない。

ドッド・フランク法の条項には、多くのＯＴＣデリバティブに関する新たな資本および証拠金規制ならびに清算機構の利用の義務付けが含まれる。ＣＦＴＣ、ＳＥＣおよびその他の米国連邦規制当局に対して、ドッド・フランク法の条項を成立させるための規則および規制の制定が委託されている。かかる義務付けられた規則および規制の多くについて導入期間が定められていることから、現時点ではドッド・フランク法の投資先ファンドに対するインパクトの性質および範囲を正確に図ることは不可能である。しかし、スワップ・ディーラー、主要な市場参加者およびスワップ・カウンターパーティーに対しては、新たなおよび／または追加的な規制、義務、法令遵守のための負担、それに伴う費用が発生することが予想されている。新法および公布された規則は、投資先ファンドによる投資目的の達成について、投資先ファンドまたはそのカウンターパーティーに課される制約または義務を通じて消極的なインパクトを与える可能性がある。特に、投資先ファンドまたはそのカウンターパーティーに課されるポジションの制限は、投資目的の効率的な達成に適う手法による投資先ファンドの先物、オプションおよびスワップへの投資にインパクトを与える可能性がある。資本要件、ＣＦＴＣの投機的ポジション制限制度の変更および清算機関の利用の義務付けを含む新たな義務は、投資先ファンドに直接適用されるものではないが、投資先ファンドによる投資のコストおよび事業遂行のコストを増加させる可能性があり、投資家に対して不利な影響を与える可能性がある。

クレジットリンク債

クレジットリンク債（以下「ＣＬＮ」という。）は、通常、別の当事者にリンクするクレジット・オプションもしくはリスクを有する発行体により発行される。発行体は、組み込まれたクレジット・オプションにより、特定の信用リスクをＣＬＮ保有者に移すことが可能となる。ＣＬＮの価格またはクーポンは、別の当事者の参照資産の運用実績に連動する。通常、ＣＬＮ保有者は、ＣＬＮ存続期間中には固定もしくは流動利率を、満期時には額面額を受領する。キャッシュ・フローは、特定のクレジット関連イベントに左右される。別の当事者が債務不履行もしくは破産を宣言した場合、ＣＬＮ保有者はリカバリー・レートと同額を受領することになる。ＣＬＮ保有者は、別の当事者によるデフォルトおよび参照資産の不測の事態のリスクを負い、そのため元金および利息を失うことがある。これらリスクと引き換えに、ＣＬＮ保有者は、高い利回りを享受する。多くのデリバティブ投資と同様、証券の複雑さ（すなわち、組み込まれたオプションの値付けが簡単ではないこと。）ゆえにＣＬＮの評価は困難である。

ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ

投資先ファンドは、レンダーが一定の期間中、借主の要求があれば上限金額まで貸付を行うことを約束するディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティを締結し、または参加権を取得することができる。

かかるコミットメントにより、投資先ファンドが、本来であればそうしなかったであろうタイミングで一時に特定の会社への投資を増額することが要求される可能性がある（当該会社の財務状況から、かかる金額の返済が得られにくいタイミングで一時間に行われる場合を含む。）。追加資金の拠出

をコミットした範囲において、投資先ファンドは、PIMCOが流動性を維持することを定めた、かかるコミットメントに応じるのに十分な金額の資産を分別しまたは区分する。

発行時取引、後渡および先渡約定取引

投資先ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、後渡でかかる証券を売買し、通常の受渡時以後の将来のある期日に確定価格によりかかる証券を買い付ける契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、後渡買付および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、当該投資先ファンドの他の資産の価格下落リスクに加わるものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらす、当該投資先ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。投資先ファンドは当該ポジションの補填のために分別または用途指定した証券に対する収益を獲得することができるが、一般に、当該証券の受渡時前に投資先ファンドが買付を約束した証券には、分配収益は発生しない。

他の投資会社への投資

投資先ファンドは、投資先ファンドのトラスト内のほかのファンドに全ての資産を投資することによって投資目的の達成を目指す場合を除き、クローズ・エンド型の運用型投資法人またはプール勘定など、他の投資会社の証券に投資することはできない。

空売り

投資先ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、または潜在する証券価格の下落を相殺するために空売りを行うことがある。空売りは、その純資産価格の100%を超えないものとする。

空売りは、売却を執行するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りには、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクがあり、その結果、投資先ファンドに損失をもたらすことがある。投資先ファンドが空売りを行う場合、当該投資先ファンドは、PIMCOが流動性を有すると判断する資産を分別もしくは「用途指定」するか、または許容される方法でそのポジションを別途カバーしなければならない。

非流動性証券

マスター・ファンドは、制限なく非流動性証券に投資することができる。非流動性証券の中には、PIMCOの監督下で誠実に決定された適正価格での価格設定を必要とするものがある。ポートフォリオ・マネージャーが非流動性証券を処分する際には、相当の遅延が発生することがあり、また非流動性証券の取引には、流動性証券の取引にかかるものを上回る登録費用その他の取引コストが含まれることがある。

本項において「非流動性証券」とは、概ね投資先ファンドが当該証券を評価した金額で通常の取引過程上7日以内に処分できない証券をいう。制限付証券、すなわち、転売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は非流動性証券とされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）ルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

ポートフォリオ証券の貸付

利益の達成を目的として、投資先ファンドは、貸付が全額担保されていることなど一定の条件が満たされる場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しそのポートフォリオ証券を貸し付けることができる。投資先ファンドがポートフォリオ証券を貸し付ける場合、その投資実績には貸付証券の価格変動が引き続き反映され、また当該投資先ファンドは、当該担保に対する手数料または利息も受領する。証券貸付には、借り手が貸付証券を返還しない場合、または支払不能に陥った場合、当該

担保にかかる権利の喪失リスクまたは当該担保の回収の遅延リスクがある。投資先ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある。

ポートフォリオの回転

投資先ファンドが特定の証券を保有する期間は、原則として投資決定上の検討事項ではない。投資先ファンドが保有する証券の入替は、「ポートフォリオの回転」といわれる。投資先ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発なポートフォリオ証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば100%超）は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含め、投資先ファンドにとって結果的により多額の費用負担を伴うことになる。ポートフォリオの回転に伴う取引コストは、投資先ファンドの実績に悪影響を及ぼすことがある。

一時的な防御戦略

一時的または防御目的で、投資先ファンドは、PIMCOが適切とみなす場合、課税対象証券、短期金融市場証券を含む米国の債務証券に無制限に投資することができる。投資先ファンドがかかる戦略を採用する場合、投資先ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

投資制限の比率

別途記載される場合を除いて、投資先ファンドの投資対象に関するすべての制限比率は、投資時に適用される。投資先ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除き、かかる制限に違反することはない。

信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む確定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。投資先ファンドは、当該証券が購入時点で当該投資先ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。PIMCOは、信用格付のみに依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。

マスター・ファンドによるMoody's、S&Pまたはフィッチの複数により格付けされた証券への投資に関して、PIMCOは、より高いほうの格付けを採用する。

投資先ファンドが保有する証券が最低格付要件を下回る格付けに格下げされた場合、PIMCOは、かかる証券を売却する必要はない。

各投資先ファンドは、当該証券が投資先ファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであるとPIMCOが判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付をPIMCOが正確に評価できないというリスクがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の確定利付証券の発行体についてよりも複雑であることがある。投資先ファンドがハイ・イールド証券および/または無格付証券に投資する限り、当該投資先ファンドによる投資目的の達成の成否は、投資先ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きくPIMCOの信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となる）デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、投資先ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリ

オ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが5年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合に約5%下落すると予想される。逆に、デュレーションがマイナス1年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合には約1%上昇すると予想される。

その他の投資対象および投資手法

投資先ファンドは、その他の種類の証券に投資し、様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、投資先ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

発行体の分散

マスター・ファンドは、純資産の5%を上限として同一銘柄または発行体に投資することができる。ただし、米国政府証券については上限の定めはない。ただし、この制限および投資先ファンドのバンクローンへの投資の目的上、借主は、バンクローンの発行体であるとみなされる。

「インデックス」商品を含む、対象資産のポートフォリオにリンクしたクレジット・リンク債および仕組み商品については、投資先ファンドのエクスポージャーは対象資産の発行体に対するエクスポージャーに基づいて測定される。

(2) リスクに対する管理体制

(イ) サブ・ファンドのリスク管理体制

副管理会社のリスク管理体制

副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

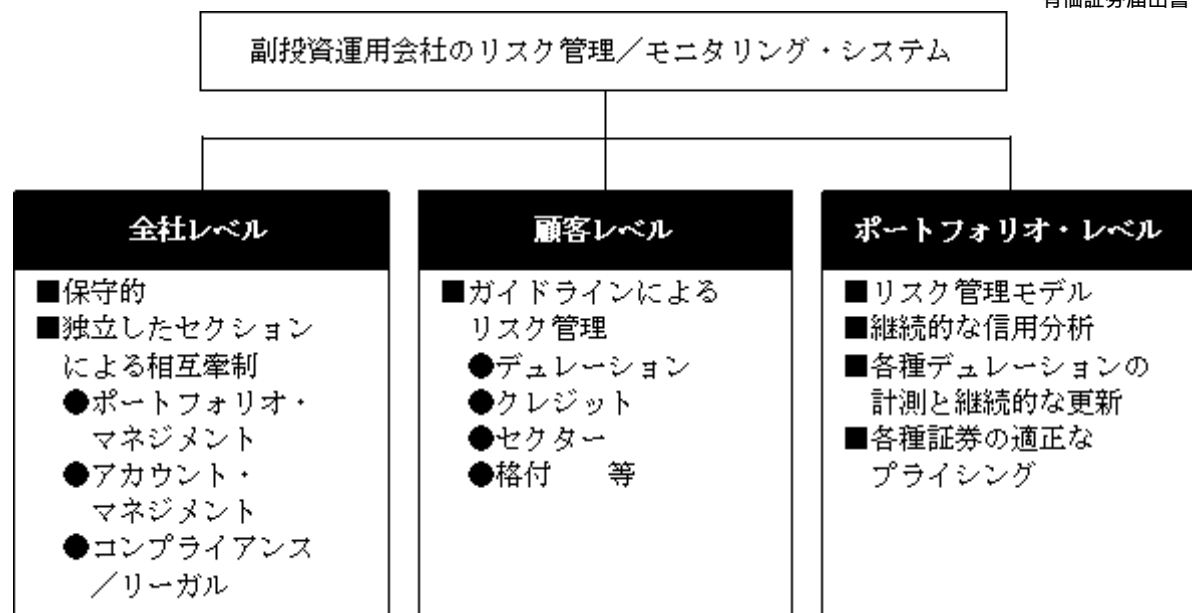
リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、さらに、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

投資運用会社のリスク管理体制

投資運用会社と副投資運用会社の間で、副投資運用会社がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう副投資運用契約として委託内容を定めている。また、投資運用会社は副投資運用会社に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っている。また、副投資運用会社からの定期的なデータ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、投資運用会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理している。

副投資運用会社のリスク管理体制

実効性のあるリスク管理を行うため、副投資運用会社ではすべての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス／リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っている。

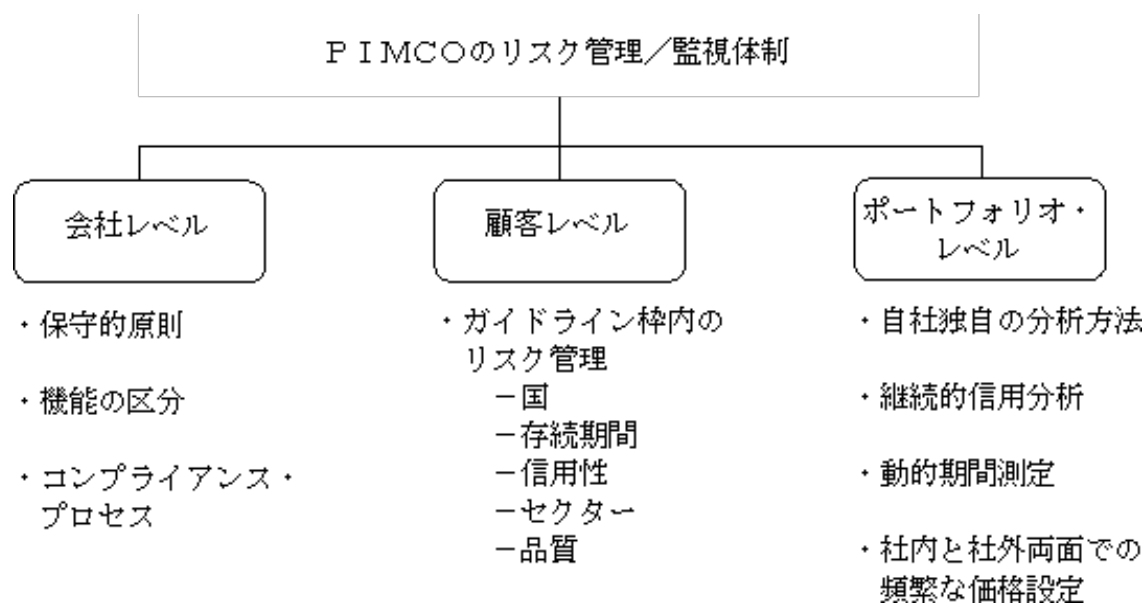


（平成25年11月末日現在）

（ロ）投資先ファンドのリスク管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。
（平成25年11月末日現在）

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の３％（税別）を上限とする申込手数料を課すことができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の3.15％（税抜３％）を上限とする申込手数料を課すことができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドについては以下に説明するとおり、各サブ・ファンドの純資産総額に対して、年率1.77％を上限とする管理報酬等が支払われる。ただし、サブ・ファンドの純資産総額によって段階的に異なる料率が適用される場合や最低報酬額が適用される場合がある。

（ ）管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.04％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。管理会社は、各サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理報酬を支払う。

（ ）受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.01％（ただし、各サブ・ファンド毎に年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。

（ ）管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額に対して以下の年率の報酬（ただし、各サブ・ファンド毎に月間3,750米ドルを下回らないものとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。

ＵＳバンクローンファンド

米ドル建／豪ドル建 豪ドルヘッジの純資産総額	料率
5億米ドル／豪ドルまでの部分	年率0.05％
5億米ドル／豪ドルを超え	年率0.04％
10億米ドル／豪ドルまでの部分	
10億米ドル／豪ドルを超える部分	年率0.03％

（ ）投資運用報酬および副投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率1.02％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。

副投資運用会社は、各サブ・ファンドの純資産総額の年率0.67％を上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に後払いされる。

（ ）販売報酬

日本における販売会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。

() 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

各サブ・ファンドの当初設立費用は、25万米ドルを上限として見積もられており、各サブ・ファンドの資産から支払われ、3年の期間で償却される。ファンドの未償却設立費用（もしあれば）は、管理会社が別段に決定しない限り、サブ・ファンドの存続期間に応じて時間ベースで調整された各々の純資産総額に比例して、サブ・ファンドが負担する。

保管報酬

保管会社は、保管報酬として、合意済の取引手数料の支払いを受領する権利を有し、また、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻を受ける権利を有する。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資費用は、受託会社によって関連するサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬および仲介報酬、ならびに受託会社の報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、関連するサブ・ファンドの資産から支払われるが、かかる費用を1つのサブ・ファンドに割り当てることができない場合は、受託会社がその裁量により公正と考える基準による按分比で複数の異なるサブ・ファンドの資産から支払われる。

投資先ファンドにかかる費用等

サブ・ファンドによる投資先ファンドであるフィーダー・ファンドへの投資およびフィーダー・ファンドによるフィーダー・ファンドの投資先であるマスター・ファンドへの投資については、管理報酬、受託報酬その他名称のいかんを問わず、報酬・費用等は一切かからない。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、サブ・ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金（参照通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）、この場合、支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金（参照通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受

ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金（参照通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金（参照通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、利子所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益

に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、年次の手数料は年間500ケイマン諸島ドル（約610米ドル。約6,200円）であり、信託証書に40ケイマン諸島ドル（約49米ドル。約5,000円）の印紙税が課される。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、平成26年2月14日から運用を開始する。

（１）【投資状況】

該当事項なし。

（２）【投資資産】

該当事項なし。

（３）【運用実績】

該当事項なし。なお、サブ・ファンドにベンチマークはない。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項なし。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）海外における販売

当初申込み

管理事務代行会社が、平成26年２月14日までに取得申込みを受け付けた各サブ・ファンドの受益証券は、海外における当初払込日である同日に当該サブ・ファンドの参照通貨による当初発行価格で発行される。

各サブ・ファンドの当初発行価格は、以下の通りである。

- ・ ＵＳバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：１口当たり0.01米ドル
- ・ ＵＳバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：１口当たり0.01米ドル
- ・ ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：１口当たり0.01豪ドル
- ・ ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：１口当たり0.01豪ドル

発行価格には、3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が課されるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

各サブ・ファンドの申込単位は、以下の通りである。

- ・ ＵＳバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・ ＵＳバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・ ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・ ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

即時決済可能な資金は平成26年２月14日までに申込口座に届かなければならない。同日までに支払いが受領されなかった場合、申込みは無効となり、当該受益証券の発行は取り消され、申込金は利息を付さず返金される。

継続申込み

管理事務代行会社が取得申込みを受け付けた各サブ・ファンドの受益証券は、いずれの取引日においても、適用される取引日現在で計算される１口当たり純資産価格で発行される。１口当たり純資産価格の計算は、各取引日に行われる。

発行価格には、3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が課されるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

各サブ・ファンドの申込単位は、以下の通りである。

- ・ ＵＳバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・ ＵＳバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・ ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・ ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

特定の取引日に取り扱われるためには、取得申込書が当該取引日の午後６時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。

受益証券の発行

受益者登録簿に登録された受益証券の保有者の受益者登録簿に明記された数の受益証券に係る権限を証する受益証券は発行されない。ただし、受益者が自らの費用負担で受益証券の発行を請求した場合はこの限りではない。この場合、受益証券は受託会社（または受託会社から委託を受けた者）が適切であると判断した様式で発行される。各受益者登録簿の記載は、関連するサブ・ファンドの受益証券の所有権を証明する最終的な証拠となる。

受益証券は、特に請求された場合には、申込金が保管会社によって受領されていることを条件として、管理事務代行会社によって交付されるものとする。

取得申込みの拒絶

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、その完全な裁量に基づき、理由を明らかにせず取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

適格投資家

サブ・ファンドに対する勧誘を米国および／もしくはＥＵにおいて、または米国および／もしくはＥＵから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人または法人であって、1933年米国証券法（改正済み）のレギュレーションSに定める米国人に該当する者
- () 自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（有効な米国所得税法に定められる）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。
 - (イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者
 - (ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は一般に、(a)ある個人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に満たされる。
- () 個人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)1もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ)資金源のいかにかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、受託会社に対して、直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、次に定義される「欧州人」が含まれる。

ＥＵは、次の28カ国により構成されるものと定義されている。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国（以下「ＥＵ加盟国」と総称する。）

ある投資者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人であって、いずれかのＥＵ加盟国の市民または「外国人居住者」であって、いずれかのＥＵ加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。(イ) いずれかのＥＵ加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人ＩＤカードを保有している者、または(ロ) 前年に183日以上ＥＵに滞在した者
- () 個人以外の者であって、(イ) いずれかのＥＵ加盟国においてもしくはＥＵ加盟国の法律に基づいて組織・設立され、および／またはＥＵ加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) ＥＵ加盟国に所持する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 上記１に該当する１名もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得がＥＵ加盟国の所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、サブ・ファンドに対して、直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受託会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

上記を前提として、ファンドの適格投資家（以下「適格投資家」という。）とは、非米国人・非欧州人のうち、() 適用される法令もしくは規制に違反しなければ受益証券を取得することができない自然人、会社もしくは法主体、または() () に定める者のためのカストディアン、名義人、受託者を除く者をいう。

受益証券は適格投資家に対してのみ、かつ、もっぱら適格投資家の利益のために発行されるものとする。

マネーロンダリング規制

マネーロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社はマネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、かつ、申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充たすときは、マネーロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネーロンダリング規則（2013年改正）（以下「マネーロンダリング規則」という。）に基づく免除規定が適用されることから、更なる情報が必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、次の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- (a) 申込者が、公認の金融機関に開設している申込者本人名義の口座から支払いを行う場合

(b) 申込者が、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合

(c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」または「公認の法域」は、ケイマン諸島金融庁が同等のマネーロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネーロンダリング規則に基づいて決定される。

申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、申込みを拒絶することができ、その場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリングもしくはその他の法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域におけるかかる法律もしくは規制の遵守を確実にするために買戻代金の支払いの拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関連していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制された部門における業務の過程において得た場合、その者はかかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島刑事手続法（2008年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、()テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

(2) 日本における販売

日本においては、当初申込期間中の取得申込みについては当初期間中の国内営業日に、継続申込期間中の取得申込みについては当該期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき当初申込みについては平成26年2月13日までに、継続申込みについては国内約定日から起算して日本における4営業日目までに（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。

当初申込期間における各サブ・ファンドの発行価格は、以下の通りである。

- ・USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：1口当たり0.01米ドル
- ・USバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：1口当たり0.01米ドル
- ・USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：1口当たり0.01豪ドル
- ・USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：1口当たり0.01豪ドル

継続申込期間における発行価格は、管理事務代行会社により取得申込みが受け付けられた取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。

ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

日本の投資者は当初申込期間中は、平成26年2月12日の午後4時（日本時間）まで、継続申込期間中は、原則として取引日の午後3時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の締切時刻までに日本の投資者によりなされた取得申込を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

当初申込期間および継続申込期間における申込単位は以下の通りである。

- ・USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・USバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の3.15%（税抜3%）を上限とする申込手数料を課すことができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、各サブ・ファンドの参照通貨によるものとする。

ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

買戻し手続

純資産価格の計算が停止されている期間を除き、受益者は、いずれの取引日においても保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。特定の取引日に取り扱われるためには、買戻し請求は取引日の締切時刻までに管理事務代行会社が受領していなければならない。締切時刻を過ぎた後に受け付けられた買戻し請求は、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量により、各サブ・ファンドの受益証券の買戻しに関して異なる条件および制限を課すことができる。受益者は、管理会社が承諾する場合を除き、一旦受領された買戻し請求を撤回することはできない。

買戻し価格

買戻し価格は、適用される評価日に計算された、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（手数料および税金控除後）である。買戻し請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻し単位

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻し請求の場合を除き、買戻し請求は1口以上1口の整数倍単位で行わなければならない。これを下回る場合、管理会社はその単独の裁量により、かかる受益証券の買戻し手続を進めることができるが、買戻しを行う義務を負うものではない。

買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

買戻代金の支払い

買戻代金の支払いは、受益証券が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、通常、適用される取引日（同日を除く）から4営業日目の日に行われる。

その他

受益者は、買戻請求が提出された日から受益証券が買い戻される取引日までの期間（もしあれば）中、買戻請求がなされたという条件付で、受益証券の保有を継続する。

受託会社または管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、補遺信託証書の他の条項に基づいて受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。受託会社または管理会社は、受益証券に関する買戻代金その他の支払から、経費、租税公課その他のあらゆる性質の賦課金について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているその他の控除を行うことができる。

万一、買戻請求を行った受益者が、サブ・ファンドにより買い戻された受益証券の最終の純資産価格を超過する買戻代金を受領した場合、受託会社または管理会社は、当該サブ・ファンドの超過支払額を填補するために超過の買戻代金を受領した受益者が保有する超過買戻し金の額に相当する数の受益証券を、追加の支払いなく、買い戻す権利を有するものとする。受益者が保有するすべての受益証券について買戻しを行った場合、受託会社または管理会社は、当該受益者に対して支払われた超過額の返還を請求する権利を有するものとする。

買戻しの制限等

サブ・ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間中は、受益証券の買戻しを行うことはできない。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、当該受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリング防止規制への違反となる疑いがあるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域におけるマネーロンダリング防止規制の遵守を確実にするために買戻代金の支払いの拒絶が必要である場合、その完全な裁量により、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することができる。

サブ・ファンドについて管理会社が異なる決定をした場合を除き、サブ・ファンドに適用されるその他の特定の条項に従った上で、いずれかの取引日における買戻請求の合計数が、各サブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が定めるこれと異なる割合または数）を超える場合、管理会社は、（ ）関連する買戻請求に係る買戻代金の支払い要求に応じるのに十分な資産を換価するまで、関連するサブ・ファンドの当該取引日もしくは純資産価格の計算を延期するか、または、（ ）買戻しに応じるサブ・ファンドの受益証券の総数を当該サブ・ファンドの発行済み受益証券の10%（または管理会社が定めるこれと異なる割合または数）に制限することができる。後者の場合、受益者による買戻請求は按分して減縮され、買戻しが実施されなかった残数については、その後の取引日において、当該取引日について新たに受領された買戻請求に優先して買い戻される。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を示すことなく、買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

受益証券の強制的買戻し

受託会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、受益証券の増加、転換または均一化を実施するために、いつでもその単独の裁量に基づき、理由のいかなを問わず、買戻しが行われていないあらゆる受益証券を関連する取引日において買戻価格または受託会社が決定するその他の価格で買戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、受託会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、受託会社は、（ ）受益者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して買戻価格で受益証券を譲渡することを要求する通知（受託会社が適切と考える様式による）を行うか、または（ ）書面に

より当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または受託会社を買戻請求を提出しない場合、30日の期間の満了時において当該受益者が保有するすべての受益証券について買戻の請求があったものとみなされる。

- () ある受益者がいずれかの国または政府の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったような納税の義務もしくは何らかの不利利益を負担するような場合における、かかる者
- () 適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者
- () ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかったような納税の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利利益を負担すると管理会社が判断する場合における、かかる者

(2) 日本における買戻し

日本における投資者は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として各取引日の午後3時（日本時間）までとする。買戻しは、各取引日に行われる。

買戻価格は、管理事務代行会社により、買戻請求が受け付けられた取引日における当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は1口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の締切時刻までに日本の投資者によりなされた買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、円貨または各サブ・ファンドの参照通貨により、原則として国内約定日（通常、買戻請求が受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目に日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時における関連するサブ・ファンドの参照通貨による各サブ・ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

各サブ・ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社（またはその委託を受けた受託者）は、関連するサブ・ファンドの評価方針および手続に従う。

受託会社または適法に選任された計算事務の受託者による各サブ・ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格の決定は、悪意または明白な誤りがない限り、最終的なものとする。悪意または明白な誤りがない限り、受託会社は、第三者から提供された評価に依拠して行った各サブ・ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格の計算における誤りについて責任を負わないものとする。受託会社および適法に選任された計算事務の受託者は、明白な誤りがなく、公認の価格情報提供元もしくは副投資運用者またはその他の第三者により、受託会社または適法に選任された計算事務の受託者に対して提供された評価に依拠したことにより完全な保護を受けるものとする。

管理会社は、過去に行われた純資産価格または１口当たり純資産価格の計算の過誤に対応するために必要な数の新たな受益証券を発行し、またはかかる数の既発行の受益証券を（受益者にかかる買戻しに係る買戻金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができる。

各サブ・ファンドの純資産価格は、管理事務代行会社により、当該サブ・ファンドの受益証券の参照通貨で計算され、当該信託証書の規定のほか一般的に適用される会計原則に基づき決定されるサブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

各サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ ）一切の投資対象
- （ ）一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- （ ）受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ ）受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の為替手形、手形および買掛金
- （ ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生しまたは期限が到来した関連するサブ・ファンドの投資運用会社に対する業績連動報酬を含む。）
- （ ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、受託会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされるものとする。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定されるものとする。

- （ ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- （ ）ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- （ ）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- （ ）金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- （ ）未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- （ ）決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- （ ）利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）

- () 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する投資運用会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

純資産価格の計算の停止

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定および/またはサブ・ファンドの受益証券の発行および/または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼動していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- () 受託会社が、緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
- () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
- () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- () 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネーロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

各サブ・ファンド（場合に応じ、各クラス）は、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、平成30年10月31日に終了する。ただし、下記「(5) その他 サブ・ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。償還金の支払いについては、償還日以降、相応の日数がかかることがある。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年10月31日である。なお、第1期は平成26年10月31日に終了する。

(5) 【その他】

サブ・ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下の場合、平成30年10月31日以前に終了することがある。

- () 投資対象とする投資先ファンドが償還する場合
- () 特別決議により可決された場合、

- () サブ・ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による許可または他の承認が廃止または改正された場合、
- () 管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合、
- () 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、適法に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われたいものとする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合は、かかる承認は必要ではない。

- (a) 法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため
- (b) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
- (c) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
- (d) 会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため
- (e) その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するため
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するため
- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
- (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
- (j) 当局、法、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島法により解釈される。

同契約は、書面によって変更される。

管理事務代行契約

管理事務代行契約の期間は締結日から3年であるが、一方当事者が相手方当事者に対して75日以上前に書面で解約の通知を行った場合を除き、1年間の期間で自動更新される。

同契約は、米国マサチューセッツ州の法律に準拠し、これにより解釈される。

同契約は、当事者の署名のある文書によらなければ変更することができない。

保管契約

保管契約の期間は締結日から3年であるが、一方当事者が相手方当事者に対して75日以上前に書面で解約の通知を行った場合を除き、1年間の期間で自動更新される。

同契約は、米国ニューヨーク州の法律に準拠し、これにより解釈される。

同契約は、当事者の署名のある文書によらなければ変更することができない。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が相手方当事者に対して6か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、信託証書の規定の範囲で変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、一方当事者が相手方当事者に対して6か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、日本法により解釈される。

同契約は、書面によって変更される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、日本法により解釈されるものとし、日本法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、日本法により解釈されるものとし、日本法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、1口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。サブ・ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 下瀬 伸彦

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

（1）【貸借対照表】

該当事項なし。

（2）【損益計算書】

該当事項なし。

（3）【投資有価証券明細表等】

該当事項なし。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項なし。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 米国マサチューセッツ州ボストン市ウォーター通り40番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じてその責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、1口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席しまたは代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(１) 資本金の額（平成25年９月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間ににおける資本金の額の増減は以下の通りである。

平成20年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年９月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年９月末日	37,117,968.52米ドル

(２) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書約１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

氏名	役職名	略歴	
磯村尚賢	マネージング・ディレクター	昭和63年4月 平成25年6月	三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）に入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ 入行
服部 努	デピュティ・マネージング・ディレクター	昭和61年4月 平成22年2月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ 入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不適切な行為、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは() かかる者の行為に係り、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不適切な行為、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成25年9月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	56	9,508,228,847.82米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年11月29日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝102.42円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2012年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2012年		2011年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1, 30.3	20,570,566	2,106,837	28,709,957	2,940,474
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 30.1, 30.3	2,594,186,225	265,696,553	1,693,150,491	173,412,473
a) 要求払い		1,992,186,225	204,039,713	1,278,664,882	130,960,857
b) その他のローンおよび貸付金		602,000,000	61,656,840	414,485,609	42,451,616
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1, 30.3	2,797,179	286,487	8,268	847
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 30.1, 30.3	3,269	335	3,219	330
関連会社株式	4, 5, 15	841,416	86,178	876,775	89,799
無形資産	5	0	0	325,128	33,300
有形資産	5	5,654,387	579,122	1,015,610	104,019
その他の資産		363	37	0	0
前払金および未収収益	6, 15	28,212,977	2,889,573	29,858,711	3,058,129
資産合計	7	<u>2,652,266,382</u>	<u>271,645,123</u>	<u>1,753,948,159</u>	<u>179,639,370</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2012年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2012年		2011年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	1,362,647,387	139,562,345	1,170,489,092	119,881,493
a) 要求払い		1,362,647,387	139,562,345	1,170,489,092	119,881,493
顧客に対する未払金	8,15,30.1	1,159,659,186	118,772,294	445,644,962	45,642,957
a) 要求払い		1,159,659,186	118,772,294	434,339,135	44,485,014
b) 満期日または予告期間が 確定しているもの		0	0	11,305,827	1,157,943
その他の負債	9	2,185,057	223,794	1,003,516	102,780
未払金および繰延利益	10,15	8,031,480	822,584	5,210,946	533,705
引当金		4,754,631	486,969	17,830,642	1,826,214
a) 課税引当金	11	3,777,770	386,919	17,140,409	1,755,521
b) その他の引当金	12	976,861	100,050	690,233	70,694
発行済み資本	13	37,117,969	3,801,622	37,117,969	3,801,622
準備金	14	50,700,912	5,192,787	50,099,588	5,131,200
繰越損益	14	26,268	2,690	85,279	8,734
当期利益		27,143,492	2,780,036	26,466,165	2,710,665
負債合計	17	2,652,266,382	271,645,123	1,753,948,159	179,639,370

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2012年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2012年		2011年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1	628,475	64,368	1,254,197	128,455
内訳：					
保証金および担保証券として 差入れた資産		628,475	64,368	1,254,197	128,455
信託運用	21	78,324,799,042	8,022,025,918	78,188,588,926	8,008,075,278

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2012年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2012年		2011年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		13,288,424	1,361,000	13,444,669	1,377,003
未払利息および類似費用		(4,475,091)	(458,339)	(4,795,868)	(491,193)
有価証券からの収益		15	2	348,254	35,668
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		15	2	19	2
関連会社株式からの収益		0	0	348,235	35,666
未収手数料		100,999,419	10,344,360	90,983,509	9,318,531
未払手数料		(45,389,130)	(4,648,755)	(38,663,537)	(3,959,919)
金融業務の純利益		1,890,669	193,642	1,874,307	191,967
その他の事業収益	22	950,289	97,329	1,316,737	134,860
一般管理費用		(30,647,775)	(3,138,945)	(28,619,878)	(2,931,248)
a) スタッフ費用	24,25	(13,874,972)	(1,421,075)	(13,422,177)	(1,374,699)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(11,445,536)	(1,172,252)	(11,084,122)	(1,135,236)
- 社会保障費		(1,588,218)	(162,665)	(1,484,664)	(152,059)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,006,796)	(103,116)	(961,286)	(98,455)
b) その他の一般管理費用	16,26	(16,772,803)	(1,717,870)	(15,197,701)	(1,556,549)
有形および無形資産に関する価値調整		(942,766)	(96,558)	(1,084,998)	(111,125)
その他の事業費用	23	(181,537)	(18,593)	(45,819)	(4,693)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(7,421,188)	(760,078)	(7,338,386)	(751,597)
税引後経常収益		28,071,329	2,875,066	27,418,990	2,808,253
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(927,837)	(95,029)	(952,825)	(97,588)
当期利益		27,143,492	2,780,036	26,466,165	2,710,665

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2012年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2012年12月31日現在、先渡デリバティブにかかる引当金を設定していない（2011年：9,918米ドル）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

当行は、2012年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2011年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
3か月以下	128,000,000	349,249,075
3か月超	474,000,000	65,236,534
	<u>602,000,000</u>	<u>414,485,609</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、841,416米ドルおよび3,269米ドル（2011年：876,775米ドルおよび3,219米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2012年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2012年12月31日 現在の資本およ び準備金 米ドル	2012年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUGC ルクス・マネジメント・エ ス・エイ	494,455	100%	1,706,102	753,740
三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	346,961	100%	780,597	144,498

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	876,775	0	0	(35,359)	841,416	0	841,416
2. 有形資産	12,783,833	5,307,214	5,057,952	199,417	13,232,512	7,578,125	5,654,387
a) ハードウェア	2,010,379	199,929	1,159,338	31,360	1,082,330	767,203	315,127
b) ソフトウェア	6,265,858	3,483,436	69,142	97,742	9,777,894	5,966,506	3,811,388
c) その他付属品、 家具、機器、車 両	4,507,596	1,623,849	3,829,472	70,315	2,372,288	844,416	1,527,872
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
前払法人税	0	1,524,915
未収利息	865,536	778,407
前払一般経費	1,921,846	4,113,688
信託業務手数料	3,074,542	3,962,135
全体保管手数料	10,275,875	8,211,841
投資ファンド手数料	4,942,419	4,045,082
その他の前払金（主に未収付加価値税（VAT）および純 資産税を含む）	5,890,221	3,954,325
実現スワップ自己損益の中立化	0	2,538,894
管理会社手数料	1,124,757	653,372
その他の未収収益	117,781	76,052
	<u>28,212,977</u>	<u>29,858,711</u>

注7 外貨建て資産

2012年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、435,997,032米ドル（2011年：737,271,043米ドル）である。

注8 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
3か月以下	0	11,045,429
3か月超	0	260,398
	0	11,305,827

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
優先債権者	767,782	697,184
諸債権者	1,417,275	306,332
	2,185,057	1,003,516

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
未払利息	203,986	319,496
未払一般経費	257,184	271,822
未払手数料	7,226,271	4,488,637
実現スワップ自己損益の中立化	263,242	0
その他の未払費用	29,763	4,922
その他の仮受金	51,034	126,069
	8,031,480	5,210,946

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の場合下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2012年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して強く（ユーロ高に）なったため、負の中和ポジションは増加し、当行は592,515米ドル（2011年：536,775米ドルの減少）に相当する繰延税を計上した。繰延税の引当金は、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建てで保有され2,271,675米ドル（2011年12月31日：1,653,368米ドル）に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：課税引当金」の項目に表示されている。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
報酬引当金	976,861	680,315
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	0	9,918
	<u>976,861</u>	<u>690,233</u>

注13 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は、クラスAの953,000株数およびクラスBの49,080株数に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2012年1月1日現在の残高	3,711,797	46,387,791	85,279
2011年12月31日終了年度の利益	-	-	26,466,165
利益の増加			
- 株主への配当金支払	-	-	(25,923,852)
- 準備金への振替	-	601,324	(601,324)
2012年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>46,989,115</u>	<u>26,268</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。総額13,989,115米ドル（2011年：13,387,791米ドル）の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2012年3月28日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,100,000米ドルを純資産税準備金に割り当て、2,498,676米ドルの2006年度純資産税準備金の取崩しを行った。

	2012年 純資産税準備金 米ドル	2012年 純資産税準備金 ユーロ
2007年	3,304,122	2,800,000
2008年	4,081,958	2,900,000
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,121
2011年	3,100,000	2,388,015
2012年12月31日現在の残高	13,989,115	10,681,136

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2012年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2012年12月31日（および2011年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,358,642,573	1,551,174,237
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	841,416	876,775
前払金および未収収益	9,733,509	7,999,462
	2,369,217,499	1,560,050,475

負債

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,359,848,279	1,169,586,320
顧客に対する未払金	64,998,919	15,364,060
未払金および繰延利益	2,082,110	1,589,942
	1,426,929,308	1,186,540,322

当行は、2012年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されたとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、通達06/273（改訂済）のパート 、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2012年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、2,363,859,044米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2012年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,358,642,374
前払金および未収収益	856,971
外国為替取引（想定支払金額の2％）	4,359,699
	<u>2,363,859,044</u>

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（ＶＡＴ）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
フロント・オフィス・システム移行サポートに関するコンサルタント料 [*]	1,333,461	0
財務書類の監査	188,863	182,307
税金アドバイス報酬	17,674	17,964
その他の報酬	25,949	96,503
	<u>1,565,947</u>	<u>296,774</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

^{*} かかる項目は、「有形資産」において資産計上され、当該フロント・オフィス・システムの耐用年数にわたって償却される。

注17 外貨建て負債

2012年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、437,770,388米ドル（2011年：743,455,076米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
発行済念書	628,475	1,254,197

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	2,699,471	4,199,681

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2012年12月31日および2011年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
過年度に関する純資産税過払いの調整	641,327	605,665
過年度に関する法人税還付金	98,414	406,625
過年度の一般経費調整からの利益	115,448	172,314
過年度の利子の調整	1,525	435
過年度の手数料の調整	54,553	101,641
その他	39,022	30,057
	950,289	1,316,737

注23 その他の事業費用

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
固定資産売却損	59,562	0
過年度の一般経費調整からの費用	106,505	29,102
過年度の手数料	8,924	15,950
過年度の法人税	5,076	0
その他	1,470	767
	181,537	45,819

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2012年 人数	2011年 人数
上級管理職	12	13
中間管理職	40	34
従業員	65	62
	<u>117</u>	<u>109</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
上級管理職	<u>2,982,244</u>	<u>3,145,747</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2012年12月31日および2011年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
賃貸および関連費用	931,110	1,241,132
通信費用	323,068	346,873
専門家報酬	507,823	516,430
データ費用	908,267	714,272
維持費	730,507	786,637
旅費、交通費、出張費	184,210	153,661
業務費用	3,922,478	3,729,670
システム費用	5,690,050	5,687,134
業務契約	2,753,442	1,349,280
その他の費用	821,848	672,612
	<u>16,772,803</u>	<u>15,197,701</u>

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
法人税	5,222,638	6,038,997
繰延法人税（注11）	461,297	(410,968)
地方事業税	1,606,035	1,836,164
繰延地方事業税（注11）	131,218	(125,807)
	<u>7,421,188</u>	<u>7,338,386</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
純資産税（注14）	0	619,088
付加価値税（V A T）	888,807	302,793
その他の税金	39,030	30,944
	<u>927,837</u>	<u>952,825</u>

注28 親会社

2012年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「三菱信託銀行」という。）が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「ＡＧＤＬ」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、ＡＧＤＬの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、ＡＧＤＬは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2012年12月31日（および2011年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	530	0	0	0	530
B C L 残高	20,570,036	0	0	0	20,570,036
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,120,186,225	474,000,000	0	0	2,594,186,225
顧客に対するローンおよび貸付金	2,797,179	0	0	0	2,797,179
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,269	3,269
合計	2,143,553,970	474,000,000	0	3,269	2,617,557,239
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,362,647,387	0	0	0	1,362,647,387
顧客に対する未払金	1,159,659,186	0	0	0	1,159,659,186
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	628,475	0	0	0	628,475
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	2,522,935,048	0	0	0	2,522,935,048

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	559	0	0	0	559
B C L 残高	28,709,398	0	0	0	28,709,398
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,627,913,957	65,236,534	0	0	1,693,150,491
顧客に対するローンおよび貸付金	8,268	0	0	0	8,268
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,219	3,219
合計	1,656,632,182	65,236,534	0	3,219	1,721,871,935
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,170,489,092	0	0	0	1,170,489,092
顧客に対する未払金	445,384,564	260,398	0	0	445,644,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,254,197	0	0	0	1,254,197
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,617,127,853	260,398	0	0	1,617,388,251

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,620,942,374	0	0	0	1,620,942,374	43,014,918
スワップ	158,712,254	0	0	0	158,712,254	297,963
合計	1,779,654,628	0	0	0	1,779,654,628	43,312,881
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,661,342,460	0	0	0	1,661,342,460	43,066,474
スワップ	639,189,905	0	0	0	639,189,905	472,554
合計	2,300,532,365	0	0	0	2,300,532,365	43,539,028

上記の金額には、取引日が2012年12月31日以前で、評価日が2012年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	65,677,209	0	0	0	65,677,209	551,324
スワップ	382,109,180	0	0	0	382,109,180	4,303,659
合計	447,786,389	0	0	0	447,786,389	4,854,983
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	54,426,488	0	0	0	54,426,488	419,348
スワップ	197,960,012	0	0	0	197,960,012	1,807,221
合計	252,386,500	0	0	0	252,386,500	2,226,569

上記の金額には、取引日が2011年12月31日以前で、評価日が2011年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2012年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2012年 簿価 米ドル	2011年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	20,570,566	28,709,957
E U 加盟国	20,570,566	28,709,957
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,594,186,225	1,693,150,491
E U 加盟国	23,522,872	20,122,476
北および中央アメリカ	1,728,179,977	880,131,405
アジア	842,443,179	792,786,095
ヨーロッパ（非 E U 加盟国）	1,111	88,237
オーストラリアおよびニュージーランド	39,086	22,278
顧客に対するローンおよび貸付金	2,797,179	8,268
E U 加盟国	2,789,221	0
アジア	7,913	8,268
北および中央アメリカ	45	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,269	3,219
E U 加盟国	3,269	3,219
合計	2,617,557,239	1,721,871,935

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2012年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2012年 未払想定元本 米ドル	2012年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,160,894,108	23,217,882
アジア	12,316	246
アメリカ	460,035,950	9,200,719
スワップ		
EU加盟国	158,712,254	3,174,245
合計	1,779,654,628	35,593,092

2011年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2011年 未払想定元本 米ドル	2011年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	8,623,895	172,478
アジア	0	0
アメリカ	57,053,314	1,141,066
スワップ		
EU加盟国	382,109,180	7,642,184
合計	447,786,389	8,955,728

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2012
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2012

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2012	2011
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1., 30.3.	20.570.566	28.709.957
Loans and advances to credit institutions	3, 15., 30.1., 30.3.	2.594.186.225	1.693.150.491
a) repayable on demand		1.992.186.225	1.278.664.882
b) other loans and advances		602.000.000	414.485.609
Loans and advances to customers	30.1., 30.3.	2.797.179	8.268
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1., 30.3.	3.269	3.219
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	841.416	876.775
Intangible assets	5	0	325.128
Tangible assets	5	5.654.387	1.015.610
Other Assets		363	0
Prepayments and accrued income	6, 15	<u>28.212.977</u>	<u>29.858.711</u>
TOTAL ASSETS	7	<u><u>2.652.266.382</u></u>	<u><u>1.753.948.159</u></u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2012

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2012	2011
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1.	1.362.647.387	1.170.489.092
a) repayable on demand		1.362.647.387	1.170.489.092
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1.	1.159.659.186	445.644.962
a) repayable on demand		1.159.659.186	434.339.135
b) with agreed maturity dates or periods of notice		0	11.305.827
Other liabilities	9	2.185.057	1.003.516
Accruals and deferred income	10, 15	8.031.480	5.210.946
Provisions		4.754.631	17.830.642
a) provisions for taxation	11	3.777.770	17.140.409
b) other provisions	12	976.861	690.233
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	50.700.912	50.099.588
Result brought forward	14	26.268	85.279
Profit for the financial year		<u>27.143.492</u>	<u>26.466.165</u>
TOTAL LIABILITIES	17	<u><u>2.652.266.382</u></u>	<u><u>1.753.948.159</u></u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2012

(in USD)

	Notes	2012	2011
Contingent liabilities	18, 30.1.	628.475	1.254.197
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		628.475	1.254.197
Fiduciary operations	21	78.324.799.042	78.188.588.926

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2012
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2012

(in USD)

	Notes	2012	2011
Interest receivable and similar income		13.288.424	13.444.669
Interest payable and similar charges		(4.475.091)	(4.795.868)
Income from securities		15	348.254
Income from shares and other variable yield securities		15	19
Income from shares in affiliated undertakings		0	348.235
Commission receivable		100.999.419	90.983.509
Commission payable		(45.389.130)	(38.663.537)
Net profit on financial operations		1.890.669	1.874.307
Other operating income	22	950.289	1.316.737
General administrative expenses		(30.647.775)	(28.619.878)
a) staff costs	24, 25	(13.874.972)	(13.422.177)
of which:			
- wages and salaries		(11.445.536)	(11.084.122)
- social security costs		(1.588.218)	(1.484.664)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.006.796)	(961.286)
b) other administrative expenses	16, 26	(16.772.803)	(15.197.701)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(942.766)	(1.084.998)
Other operating charges	23	(181.537)	(45.819)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(7.421.188)</u>	<u>(7.338.386)</u>
Profit on ordinary activities after tax		28.071.329	27.418.990
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	<u>(927.837)</u>	<u>(952.825)</u>
Profit for the financial year		<u><u>27.143.492</u></u>	<u><u>26.466.165</u></u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (" the Bank ") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two mayor shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has not constituted any provision on forward derivatives as of December 31, 2012 (2011: USD 9.918).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks.

The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2012 (2011: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
 Software: 4 years and 5 years;
 Other intangible assets: 5 years;
 Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Not more than three months	128.000.000	349.249.075
More than three months	474.000.000	65.236.534
	<u>602.000.000</u>	<u>414.485.609</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 841.416 and USD 3.269 (2011: USD 876.775 and USD 3.219).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2012, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2012	Result for the year ended 31/12/2012
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	494.455	100 %	1.706.102	753.740
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	346.961	100 %	780.597	144.498

[次へ](#)

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	876.775	0	0	(35.359)	841.416	0	841.416
2. Tangible assets	12.783.833	5.307.214	5.057.952	199.417	13.232.512	7.578.125	5.654.387
a) Hardware	2.010.379	199.929	1.159.338	31.360	1.082.330	767.203	315.127
b) Software	6.265.858	3.483.436	69.142	97.742	9.777.894	5.966.506	3.811.388
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	4.507.596	1.623.849	3.829.472	70.315	2.372.288	844.416	1.527.872
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Prepaid income taxes	0	1.524.915
Accrued interest income	865.536	778.407
Prepaid general expenses	1.921.846	4.113.688
Commission on fiduciary operations	3.074.542	3.962.135
Commission on global custody	10.275.875	8.211.841
Commission on investment funds	4.942.419	4.045.082
Other prepayments (including mainly VAT & Net worth tax receivable)	5.890.221	3.954.325
Neutralization of realized swap for own result	0	2.538.894
Commission from Management Companies	1.124.757	653.372
Other accrued income	117.781	76.052
	<u>28.212.977</u>	<u>29.858.711</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2012, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 435.997.032 (2011: USD 737.271.043).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Not more than three months	0	11.045.429
More than three months	0	260.398
	<u>0</u>	<u>11.305.827</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Preferential creditors	767.782	697.184
Sundry creditors	1.417.275	306.332
	<u>2.185.057</u>	<u>1.003.516</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Accrued interest expenses	203.986	319.496
Accrued general expenses	257.184	271.822
Accrued commission	7.226.271	4.488.637
Neutralization of realized swap for own result	263.242	0
Other accrued expenses	29.763	4.922
Other suspense receipt	51.034	126.069
	<u>8.031.480</u>	<u>5.210.946</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2012, due to the appreciation of the Euro against US dollars, the negative neutralisation position has increased and the Bank has recorded deferred taxes for the equivalent of USD 592.515 (2011: decrease of USD 536.775). Deferred taxes provisions are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 2.271.675 (December 31, 2011: USD 1.653.368) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Provision for remuneration	976.861	680.315
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3.)	0	9.918
	<u>976.861</u>	<u>690.233</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of class A and 49.080 shares of class B.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2012	3.711.797	46.387.791	85.279
Profit for the year ended December 31, 2011	-	-	26.466.165
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	-	-	(25.923.852)
- Transfer to reserves		601.324	(601.324)
Balance at December 31, 2012	<u>3.711.797</u>	<u>46.989.115</u>	<u>26.268</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.989.115 (2011: USD 13.387.791).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 28, 2012, the Bank has allocated an amount of USD 3.100.000 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Reserve for Net Worth Tax for the year 2006 which amounted to USD 2.498.676.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

Years	2012	2012
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2007	3.304.122	2.800.000
2008	4.081.958	2.900.000
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.121
2011	3.100.000	2.388.015
Balance at December 31, 2012	<u>13.989.115</u>	<u>10.681.136</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2012.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2012 (and December 31, 2011), the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2012	2011
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	2.358.642.573	1.551.174.237
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	841.416	876.775
Prepayments and accrued income	9.733.509	7.999.462
	<u>2.369.217.499</u>	<u>1.560.050.475</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

LIABILITIES

	2012	2011
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.359.848.279	1.169.586.320
Amounts owed to customers	64.998.919	15.364.060
Accruals and deferred income	2.082.110	1.589.942
	<u>1.426.929.308</u>	<u>1.186.540.322</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2012 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2012, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 2.363.859.044 and can be analysed as follows:

	2012
	USD
Loans and advances to credit institutions	2.358.642.374
Prepayments and accrued income	856.971
Foreign exchange transactions (2% of notional payable amount)	4.359.699
	<u>2.363.859.044</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Consultancy fees related to support in the migration of front office system *	1.333.461	0
Audit of the Annual Accounts	188.863	182.307
Tax advisory fees	17.674	17.964
Other fees	25.949	96.503
	<u>1.565.947</u>	<u>296.774</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

*This item is capitalised in “Tangible Assets” and amortised over its useful economic life of the front office system.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2012, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 437.770.388 (2011: USD 743.455.076).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>628.475</u>	<u>1.254.197</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	2.699.471	4.199.681

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2012 and 2011:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2012	2011
	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years	641.327	605.665
Income Tax refund related to previous years	98.414	406.625
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	115.448	172.314
Adjustment for interest previous years	1.525	435
Adjustment for commission previous years	54.553	101.641
Other	39.022	30.057
	<u>950.289</u>	<u>1.316.737</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2012	2011
	USD	USD
Loss on the sale of fixed assets	59.562	0
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	106.505	29.102
Commission previous years	8.924	15.950
Income taxes previous years	5.076	0
Others	1.470	767
	<u>181.537</u>	<u>45.819</u>

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2012	2011
	Number	Number
Senior management	12	13
Middle management	40	34
Employees	65	62
	<u>117</u>	<u>109</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Senior management	<u>2.982.244</u>	<u>3.145.747</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2012 and 2011, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2012	2011
	USD	USD
Rent and related expenses	931.110	1.241.132
Telecommunication expenses	323.068	346.873
Professional fees	507.823	516.430
Data charges	908.267	714.272
Maintenance	730.507	786.637
Travelling, moving, business trips	184.210	153.661
Service fee	3.922.478	3.729.670
System cost	5.690.050	5.687.134
Service contracts	2.753.442	1.349.280
Other expenses	821.848	672.612
	<u>16.772.803</u>	<u>15.197.701</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2012	2011
	USD	USD
Corporate Income Tax	5.222.638	6.038.997
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	461.297	(410.968)
Municipal Business Tax	1.606.035	1.836.164
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	131.218	(125.807)
	<u>7.421.188</u>	<u>7.338.386</u>

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2012	2011
	USD	USD
Net worth tax (note 14)	0	619.088
VAT	888.807	302.793
Other taxes	39.030	30.944
	<u>927.837</u>	<u>952.825</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2012, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“AGDL”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“the Guarantee”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2012 (and December 31, 2011), the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2012, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	530	0	0	0	530
Balances with the BCL	20.570.036	0	0	0	20.570.036
Loans and advances to credit institutions	2.120.186.225	474.000.000			2.594.186.225
Loans and advances to customers	2.797.179	0	0	0	2.797.179
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.269	3.269
Total	<u>2.143.553.970</u>	<u>474.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.269</u>	<u>2.617.557.239</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.362.647.387	0	0	0	1.362.647.387
Amounts owed to customers	1.159.659.186	0	0	0	1.159.659.186
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	628.475	0	0	0	628.475
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>2.522.935.048</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.522.935.048</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

As at December 31, 2011, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	559	0	0	0	559
Balances with the BCL	28.709.398	0	0	0	28.709.398
Loans and advances to credit institutions	1.627.913.957	65.236.534	0	0	1.693.150.491
Loans and advances to customers	8.268	0	0	0	8.268
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.219	3.219
Total	<u>1.656.632.182</u>	<u>65.236.534</u>	<u>0</u>	<u>3.219</u>	<u>1.721.871.935</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.170.489.092	0	0	0	1.170.489.092
Amounts owed to customers	445.384.564	260.398	0	0	445.644.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.254.197	0	0	0	1.254.197
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>1.617.127.853</u>	<u>260.398</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.617.388.251</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2012, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	^{2 2} _{6 4} > 3 months 1 year	^{2 2} _{6 4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.620.942.374	0	0	0	1.620.942.374	43.014.918
Swaps	158.712.254	0	0	0	158.712.254	297.963
Total	<u>1.779.654.628</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.779.654.628</u>	<u>43.312.881</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.661.342.460	0	0	0	1.661.342.460	43.066.474
Swaps	639.189.905	0	0	0	639.189.905	472.554
Total	<u>2.300.532.365</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.300.532.365</u>	<u>43.539.028</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2012 and a value date after December 31, 2012.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

As at December 31, 2011, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

FINANCIAL ASSETS

Instrument class

Foreign exchange transactions

Forwards	65.677.209	0	0	0	65.677.209	551.324
Swaps	382.109.180	0	0	0	382.109.180	4.303.659
Total	<u>447.786.389</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>447.786.389</u>	<u>4.854.983</u>

FINANCIAL LIABILITIES

Instrument class

Foreign exchange transactions

Forwards	54.426.488	0	0	0	54.426.488	419.348
Swaps	197.960.012	0	0	0	197.960.012	1.807.221
Total	<u>252.386.500</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>252.386.500</u>	<u>2.226.569</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2011 and a value date after December 31, 2011.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2012, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2012 Carrying amount in USD	2011 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	20.570.566	28.709.957
EU member countries	20.570.566	28.709.957
Loans and advances to credit institutions	2.594.186.225	1.693.150.491
EU member countries	23.522.872	20.122.476
North & Central America	1.728.179.977	880.131.405
Asia	842.443.179	792.786.095
Europe, non-EU member countries	1.111	88.237
Australia and New Zealand	39.086	22.278
Loans and advances to customers	2.797.179	8.268
EU member countries	2.789.221	0
Asia	7.913	8.268
North & Central America	45	0
Shares and other variable yield securities	3.269	3.219
EU member countries	3.269	3.219
Total	<u>2.617.557.239</u>	<u>1.721.871.935</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2012, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2012 Notional/ payable amount in USD	2012 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.160.894.108	23.217.882
Asia	12.316	246
America	460.035.950	9.200.719
Swaps		
EU member countries	158.712.254	3.174.245
Total	<u>1.779.654.628</u>	<u>35.593.092</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

As at December 31, 2011, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2011 Notional/ payable amount in USD	2011 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	8.623.895	172.478
Asia	0	0
America	57.053.314	1.141.066
Swaps		
EU member countries	382.109.180	7.642.184
Total	<u>447.786.389</u>	<u>8.955.728</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年11月29日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝102.42円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6月30日現在

（単位：米ドル）

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	375,158,892.00	38,423,774
1.2	売買目的で保有される金融資産	45,751,398.00	4,685,858
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	45,751,398.00	4,685,858
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	3,233,910.00	331,217
1.4.1	持分証券	3,233,910.00	331,217
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	3,387,826,512.00	346,981,191
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	3,387,826,512.00	346,981,191
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,871,142.00	191,642
1.9.1	有形固定資産	1,871,142.00	191,642
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	4,494,270.00	460,303
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	4,494,270.00	460,303
1.12	税金資産	0.00	0
1.12.1	現行税金資産	0.00	0
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	28,868,352.00	2,956,697
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	3,847,204,476.00	394,030,682

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

負債

米ドル

千円

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	45,652,356.00	4,675,714
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	45,652,356.00	4,675,714
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	3,653,841,677.00	374,226,465
2.4.1	金融機関からの預金	803,883,131.00	82,333,710
2.4.2	金融機関以外からの預金	2,849,958,546.00	291,892,754
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金	0.00	0
2.9	税金負債	5,136,456.00	526,076
2.9.1	現行税金負債	2,896,745.00	296,685
2.9.2	繰延税金負債	2,239,711.00	229,391
2.10	その他の負債	11,141,984.00	1,141,162
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	3,715,772,473.00	380,569,417

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

資本

米ドル

千円

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	3,801,622
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	3,801,622
3.1.2	未払込請求資本	0.00	0
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	2,441,180.00	250,026
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	2,441,180.00	250,026
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	77,841,959.00	7,972,573
3.6	< 自己株式 >		
3.7	当期利益	14,030,895.00	1,437,044
3.8	< 中間配当 >		
3.10	資本合計	131,432,003.00	13,461,266
3.11	負債および資本合計	3,847,204,476.00	394,030,682

（２）損益の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2013年６月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	34,822,289.00	3,566,499
5.2	利息収益	5,100,934.00	522,438
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	93,802.00	9,607
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,581,208.00	161,947
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	3,425,924.00	350,883
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	924,813.00	94,719
5.3.1	中央銀行からの預金	0.00	0
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	132,035.00	13,523
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	792,778.00	81,196
5.3.5	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	17.00	2
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	17.00	2
5.6	受取手数料（＋）	54,260,320.00	5,557,342
5.7	（支払手数料）（－）	24,839,340.00	2,544,045
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産		
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	2,306,423.00	236,224
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	2,306,423.00	236,224
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	102,759.00	10,525

米ドル

千円

5.15	その他の事業費用（－）	1,184,011.00	121,266
5.16	一般管理費（－）	15,822,658.00	1,620,557
5.16.1	従業員費用（－）	7,577,208.00	776,058
5.16.2	一般管理費用（－）	8,245,450.00	844,499
5.17	減価償却（＋／－）	673,123.00	68,941
5.17.1	有形固定資産	149,209.00	15,282
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	523,914.00	53,659
5.18	引当金（＋／－）	0.00	0
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	18,326,508.00	1,877,001
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	4,295,613.00	439,957
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	14,030,895.00	1,437,044
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	14,030,895.00	1,437,044

4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資運用会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資運用会社と各サブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。投資運用会社は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、投資運用会社およびその関係会社（以下、併せて「投資運用会社関係者」という。）はファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資運用会社またはその関係会社は、サブ・ファンドと類似した投資方針有するファンドを含む他の数多くの投資ファンドやサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資運用会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

投資運用会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。投資運用会社関係者または投資運用会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資助言会社または副投資運用会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資運用会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資運用会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資運用会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資運用会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドもしくはサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、C S S Fは、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成25年６月末日現在、51,740,526米ドル（約53億円）

(ロ) 事業の内容

ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、2,730億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシ（以下「ＣＩＢＣ」という。）の間接的な完全所有子会社である。ＣＩＢＣケイマンは、昭和40年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

ＣＩＢＣケイマンは、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

- (2) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）（「副管理会社」）

(イ) 資本金の額

平成25年11月末日現在、5,375,000ユーロ（約７億4,960万円）

（注）ユーロの円貨換算は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１ユーロ139.46円による。

(ロ) 事業の内容

管理会社は、投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイをサブ・ファンドに投資運用業務およびリスク・マネジメント業務を提供する副管理会社として任命した。更に、副管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「ＡＩＦＭ」という。）としての免許を取得次第、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および欧州理事会通達2011/61/EU（以下「本通達」という。）に基づくＡＩＦＭとしても稼働する。サブ・ファンドは、本通達に基づくオルタナティブ投資ファンドの適格性を有する。副管理会社は、ルクセンブルグの金融規制当局に対しＡＩＦＭの免許を申請している。副管理会社は、投資運用機能を投資運用会社に外部委託するが、リスク・マネジメント機能は常に自らが保持する。ＡＩＦＭは、本通達に基づき、投資運用機能およびリスク・マネジメント機能というＡＩＦＭの機能の少なくとも１つを自ら実行しなければならない。

副管理会社は、投資ファンドの管理を目的とする会社である。

- (3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」、「保管会社」）

(イ) 資本金の額

平成24年６月末日現在、６億6,000万米ドル（約676億円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

(4) 三菱ＵＦＪ投信株式会社（「投資運用会社」）

(イ) 資本金の額

平成24年11月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

三菱ＵＦＪ投信株式会社は、1985年に日本で設立された株式会社である。同社は、金融庁の登録を受け、その監督に服している。

(5) ピムコジャパンリミテッド（PIMCO Japan Ltd）（「副投資運用会社」）

(イ) 資本金の額

平成25年11月末日現在、13,411,674.44米ドル（約13億7,362万円）

(ロ) 事業の内容

ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点である。
金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。

(6) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成24年9月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」）

信託証書に基づき、サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）（「副管理会社」）

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメントに関する業務を行う。

(3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（Brown Brothers Harriman & Co.）

（「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」、「保管会社」）

管理事務代行契約および保管契約に基づき、サブ・ファンド管理事務代行業務、名義書換事務代行業務およびサブ・ファンド資産の保管業務を行う。

(4) 三菱ＵＦＪ投信株式会社（「投資運用会社」）

投資運用契約に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(5) ピムコジャパンリミテッド（PIMCO Japan Ltd）（「副投資運用会社」）

副投資運用契約に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(6) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

代行協会員としての業務ならびにファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行う。

3【資本関係】

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイおよび三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,871であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関

する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であつて、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともに C I M A に対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、C I M A により承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、C I M A に対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の（ ）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容を C I M A に対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容を C I M A に対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、C I M A が承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M A に対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の

諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - （ ）ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - （ ）出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - （ ）リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7．ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。

- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。

8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること

(e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がＣＩＭＡ以外の者によりなされた場合、ＣＩＭＡは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はＣＩＭＡにも送付される。
- 9.3 ＣＩＭＡにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、ＣＩＭＡまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はＣＩＭＡまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際のでない場合は、かかる記録を持ち去ってＣＩＭＡに対して引き渡すこと
- 9.5 ＣＩＭＡが記録を持ち去ったとき、またはＣＩＭＡに記録が引き渡されたときＣＩＭＡはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. ＣＩＭＡによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、ＣＩＭＡは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにＣＩＭＡに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入しよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13．清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則

（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

- () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則

の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表２第３項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の１か月前までにＣＩＭＡ、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の１か月前までに書面でＣＩＭＡに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート 1 は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の（xx）、（xx）および（xx）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
 - (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は発行されない。

第5【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
使用開始日を記載することがある。
次の事項を記載することがある。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
図案を採用することがある。
- (2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。
 - ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
 - ・「投資信託は、預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

別紙 A

定義

「決算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各サブ・ファンドにつき、各年の10月31日または補遺信託証書に定められたその他の日をいい、（最終計算期間の場合は）関連するサブ・ファンドが信託証書の条項に従って終了する日をいう。

「計算期間」とは、各サブ・ファンドにつき、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各サブ・ファンドの設定日（最初の計算期間の場合）または各年の決算日の翌日から、翌決算日までの期間をいう。

「管理事務代行会社」とは、各サブ・ファンドの管理事務代行会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはいずれかのサブ・ファンドにつき管理事務代行会社として行為する者として任命され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員」とは、各サブ・ファンドの代行協会員として行為する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの代行協会員として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員報酬」とは、英文目論見書において定められる代行協会員に対して支払われる報酬をいう。

「関連会社」とは、ある者（会社である場合）に関して、その持株会社、子会社、かかる持株会社の子会社、当該者または上記に基づくその関連会社が発行済株式の3分の1以上を実質的に所有する会社（またはその子会社）をいい、それには、その一人または複数のパートナーが、直接または間接に、もしくは法人を通じて、当該者（会社である場合）の発行済株式の4分の3以上に対して実質的に権利を有する社団を含み、かつ当該社団のパートナーも含む。当該者が、個人、社団その他の法人格なき団体である場合、「関連会社」とは、当該者により直接または間接に、もしくは法人を通じて支配されている会社をいう。

「監査人」とは、ケイマンのプライスウォーターハウスクーパースまたはそれ以外に受託会社の同意を得て、管理会社によりサブ・ファンドの会計監査人として指名されたケイマン諸島に本拠を置く公認会計士または公認会計士事務所をいう。

「基準通貨」とは、各サブ・ファンドについて計算が行われる通貨をいい、ＵＳバンクローンファンド 米ドル建については米ドル、ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジについては豪ドルをいう。

「営業日」とは、補遺信託証書で別途定められる場合を除き、各サブ・ファンドについて、(1)ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京において銀行が営業している日で、かつ、(2)ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定める日をいう。

「ケイマン諸島」とは、英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

「セント」とは、1米ドルまたはサブ・ファンドの補遺信託証書および英文目論見書で定められるその他の通貨の100分の1をいう。

「保管会社」とは、各サブ・ファンドの保管会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはサブ・ファンドの保管会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「取引日」とは、各サブ・ファンドについて、すべての営業日、および／または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

「信託証書」とは、管理会社および受託会社の間で締結された信託証書（随時変更される）をいい、添付された別紙およびサブ・ファンドその他の関連して締結される補遺信託証書を含むことがある。

「信託財産」とは、信託証書に基づき信託により保有されているまたは保有されるとみなされる各サブ・ファンドに帰属するあらゆる資産をいう。

「販売会社」とは、各サブ・ファンドの販売会社として行為する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの販売会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「公課・費用等」とは、ある取引、売買に関する、印紙税および租税公課、政府徴収金、ブローカレッジ手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、訴訟その他の法律費用およびすべてのその他の費用、義務および負担（信託財産の設定、信託財産の増加、受益証券の創設、発行、消却、販売、交換または購入、投資対象の取得、処分もしくは保有、保護に関する他の取扱い、収益の回収に関するかそれ以外かを問わない。）であり、それにより当該公課・費用等が支払われることになった取引、売買または他の事由が生じる以前に支払われなければならないか支払われなければならないことがあるものをいうが、純資産価格を確定する際に考慮される手数料、費用、公課を意味するわけではない。

「特別決議」とは、サブ・ファンドの発行済み全受益証券の90％に相当する受益者の書面により可決され、または信託証書の条項に従い正当に招集し開催された受益者集会で挙手により議決権を行使する受益者によって行使された議決権の4分の3以上を構成する多数が支持した決議もしくは投票が正当に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の4分の3以上を構成する多数により可決された決議をいう。

「会計年度」とは、管理会社により別途定められる場合を除き、決算日の翌日に開始して次の決算日に終了する期間をいう。ただし、最初の会計年度は当初払込日に開始して平成26年10月31日に終了する期間をいう。

「重過失」とは、過失の水準を超える主観的状态であり、ある者が他の者に対して負う注意義務に違反した場合の結果について認識しながら配慮を怠った場合におけるものをいう。

「収益」とは、管理会社により信託財産から生じる収益の性質を有すると判断されるあらゆる利息、配当およびその他の金額をいう。

「英文目論見書」とは、サブ・ファンドについて、受益証券の募集に関してサブ・ファンドまたはそのクラス受益証券のために発行される予定の、随時補足もしくは更新されうる募集目論見書、英文目論見書その他の募集書類またはその附属書類をいう。

「当初払込日」とは、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドが運用を開始するのに先立ち、当初発行価格で受益証券が発行される日（平成26年2月14日）をいう。

「当初発行価格」とは、各サブ・ファンドに関する補遺信託証書および英文目論見書で定められる価格をいう。

「投資対象」とは、英文目論見書の規定に基づき許容され、信託財産の投資の目的で管理会社により選択された、その性質、収益を生み出すかどうかを問わず、あらゆる資産またはその一部分を成すものをいう。

「当初申込期間」とは、各サブ・ファンドについて、英文目論見書に定められる期間であり、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により延長することができる。

「発行価格」とは、当初払込日後のあらゆる取引日において受益証券が発行される価格であり、信託証書に基づいて計算される。

「法」とは、ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法（2013年改正法 改訂済）、規定および／または（文脈により）信託法（2011年改正法）をいう。

「管理報酬」とは、信託証書に基づき管理会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社である三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継会社をいう。

「月」とは、暦上の月をいう。

「純資産価格」とは、各サブ・ファンドについて、信託証書に基づき決定される、当該サブ・ファンドの資産から、当該サブ・ファンドの債務を控除した額をいう。

「１口当たり純資産価格」とは、信託証書に規定された評価日に受益証券口座の純資産価格を、評価日現在発行済みの受益証券数で除し、１セントの100分の１単位に切り捨てた額、またはサブ・ファンドについて補遺信託証書および英文目論見書に定められるその他の端数を切り捨てた額をいう。

「参照通貨」とは、各サブ・ファンドの資産が保有され、また、各サブ・ファンドの受益証券が評価される補遺英文目論見書に定められた通貨をいい、ＵＳバンクローンファンド 米ドル建については米ドル、ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジについては豪ドルをいう。

「受益者登録簿」とは、信託証書の条項に従い備置される受益者の登録簿をいう。

「登録事務代行会社」とは、サブ・ファンドの登録事務代行会社および名義書換代理人として行為する受託会社により管理事務代行契約に基づき任命された管理事務代行会社または信託証書の条項に従い受益者登録簿を保管するその他の者をいう。

「買戻価格」とは、受益証券が、買戻される価格をいい、信託証書の定めに従い決定される。

「サブ・ファンド」とは、信託証書の定めに従い設定される個別のトラストをいう。

「補遺信託証書」とは、各サブ・ファンドについて、サブ・ファンドを設立し、随時変更または補足されることがある補遺信託証書をいう。

「終了日」とは、各サブ・ファンドについて、関連する補遺信託証書または英文目論見書の条項により定められた日または状況をいう。サブ・ファンドの存続期間は、法および一般法の制限のもと、受託会社と協議した上で管理会社がその裁量に基づき、または管理会社および受託会社の同意の上で行われた受益者集会の特別決議により延期されうる。

「ファンド」とは、信託証書に言及された名称（または、受託会社および管理会社が随時決定するその他の名称）で認識される信託証書により設定されたユニット・トラスト型投資信託をいう。

「受託会社」とは、受託会社としての役割を有するＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継会社をいう。

「受託報酬」とは、信託証書の定めに基づき受託会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「受益証券」とは、各サブ・ファンドの預託資産の実質的権利が分割された（端数を含む）、無額面で未分割の同一の持分をいう。

「受益者」とは、

- (a) サブ・ファンドの存続中、法的所有者かつ受益証券の所有者として受益者名簿に随時記載される者をいい、共同所有者として同様に記載される者を含む、および
- (b) 信託証書の規定に従うサブ・ファンドの終了から受託会社の手元にサブ・ファンドの資産が残存しなくなる日までの間に、受益者名簿にサブ・ファンドの終了日付で記載されている者をいう。

「英国」とは、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。

「米国」とは、アメリカ合衆国ならびにそのいずれかの州およびコロンビア特別区を含むその領土および属領をいう。

「米国人」とは、(1)1933年証券法（改正済）のレギュレーションSに定義されている米国人をいい、随時、（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国においてまたは米国法に基づき設立され、創設されまたは組織されたパートナーシップ、会社またはその他の法人、（ ）遺産管理人または管財人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する米国外の機関の代理機関または支店、（ ）米国人のためディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で組織され、設立されまたは（個人の場合）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）(A)米国外の法域の法律に基づき組織されまたは設立されている場合、および(B)証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されている場合（ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家（証券法に基づくルール501(a)で定義される。）により組織されまたは設立されかつ所有されている場合にはこの限りではない。）のパートナーシップまたは法人を随時含む米国人、ならびに(2)米国商品取引所法（改正済）に基づくルール4.7に規定されている「非米国人」ではない者をいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

「評価日」とは、すべての営業日および／または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

「年」とは、暦上の年をいう。

「適格投資家」とは、（ ）適用される法令に違反しなければ受益証券を取得または保有することができない自然人、会社もしくは法主体、または（ ）（ ）に定められた者のためのカストディアン、名義人もしくは受託者を除く非米国人または非欧州人をいう。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2012年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2012年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕
マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2013年3月13日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2012 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 13, 2013

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。